

国、地方公共団体や 公共・公益法人等と消費税

- このパンフレットは、国、地方公共団体、公共・公益法人等に係る消費税の
■納税義務の特例 ■資産の譲渡等の時期の特例 ■仕入控除税額の計算の特例 ■申告・納付期限の特例
などについて説明したものです。
また、「令和元年10月1日前に借入金を財源として課税仕入れを行い、当該借入金の返済に充てる補助金の
の交付を受けた場合における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算(P26参照)」など、「国、地方公共
団体、公共・公益法人等の消費税Q&A」も掲載しております。
(令和6年4月1日現在適用されている法律に基づいて作成しています。)
- 令和2年4月1日以降に開始する課税期間から、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）が行
う消費税等の申告は、e-Taxにより提出することが義務付けられています。また、公共・公益法人等
についても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合には、同様にe-Taxにより提出するこ
とが義務付けられています。詳しくは、20ページをご覧ください。
- インターネット等を介して、国外から国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍・広告の配信等の
役務の提供及び国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等に係る役務の提供に係る消費税の課税
関係につきましては、国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」
に掲載している各種リーフレットやQ&Aをご覧ください。
- 消費税及び地方消費税の一般的な事柄につきましては、パンフレット『消費税のあらまし』をご覧ください(国
税庁ホームページからダウンロードできます。)
- 税務署での面接による相談を希望される方は、税務署での待ち時間なく相談に対応できるよう、あら
かじめ電話により面接日時を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページでは、消費税に関する改正のお知らせや法令解釈通達、質疑応答事例などを掲載し
ています。また、申告や届出に必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

【 国税庁ホームページアドレスは <https://www.nta.go.jp> 】

適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）

令和5年10月1日から、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）
が開始されています。

※ 「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の下では、登録を受けた
事業者（適格請求書発行事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付
することができます。

詳しくは、68～69ページをご覧ください。

- インボイス制度に関する一般的な電話相談は、インボイスコールセンター
(インボイス制度電話相談センター) で受け付けています。
専用ダイヤル 0120-205-553 (無料) [受付時間] 9:00～17:00 (土日祝除く)
- 税務相談チャットボット（インボイス制度）も公開していますので、ぜひご利用ください。
ご質問を入力いただくと、AI（人工知能）が自動でお答えします。

登録申請は、e-Taxをご利
用いただくと手続きがスム
ーズです。

チャットボットは
こちらから



目次

I 国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例等

1	特例制度の概要	1
2	国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例	2
3	資産の譲渡等の時期の特例	3
(1)	資産の譲渡等の時期の原則	3
(2)	国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例	3
4	仕入控除税額の計算の特例	4
(1)	仕入控除税額の計算の原則	4
(2)	国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例	4
(3)	特例計算の対象となる事業者	4
(4)	特定収入の概要	6
(5)	補助金等（資産の譲渡等の対価以外の収入）の用途の特定方法	8
(6)	特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算	11
(7)	適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定	15
5	申告・納付期限の特例	19
(1)	国、地方公共団体の特別会計	19
(2)	公共・公益法人等	19
6	帳簿の記載事項及び保存	20

II 国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税Q & A

(問1)	免税期間における起債の償還元金に充てるための補助金等の用途の特定	21
(問2)	借換債の償還に充当した繰入金等	22
(問3)	繰越金	22
(問4)	繰越明許費	23
(問5)	地方自治法上の繰上充用	23
(問6)	借入金の利子の支払に使用することとされている補助金	24
(問7)	人件費に用途が特定されている補助金	24
(問8)	消費税の還付金	24
(問9)	公益法人等の申告単位	25
(問10)	一部事務組合への適用関係	25
(問11)	令和元年10月1日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合	26
(問12)	適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより課税期間の途中から課税事業者となった場合における資産の譲渡等の時期の特例の適用について	28
(問13)	適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより課税期間の途中から課税事業者となった場合における仕入控除税額の計算の特例の適用について	28

III 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

(事例1)	課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	29
(事例2)	課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	46
1	個別対応方式を採用している場合	46
2	一括比例配分方式を採用している場合	59

参考 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について（令和5年10月1日～） 68

索引 70

○ マイナンバー制度について

平成28年1月から導入されたマイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。

国 税 庁 の 使 命

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現します。

I 国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例等

1 特例制度の概要

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としており、国、地方公共団体、公共・公益法人等も国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、営利法人と同様に消費税の納税義務があります。しかしながら、国、地方公共団体、公共・公益法人等の事業活動は公共性が強いものであることから法令上各種の制約を受けたり、国又は地方公共団体等の財政的な援助を受けるなど、営利法人と比べ特殊な面が多いことから、消費税法上、特例が設けられています。

国、地方公共団体、公共・公益法人等に適用される特例

	適用される特例			
	会計単位 (P2)	資産の譲渡等 の時期 (P3)	仕入控除税額 の計算 (P4~P18)	申告(納付)期限 (P19)
国(一般会計)	○	○	課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす	申告義務なし
地方公共団体(一般会計)	○	○		
国(特別会計)	○	○	○	○
地方公共団体(特別会計)	○	○	○	○
消費税法別表第三に掲げる法人※	—	△(要承認)	○	△(要承認)
人格のない社団等	—	—	○	—

※ 次のものは、消費税法別表第三に掲げる法人とみなすこととされています。

①	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第4条第1項の規定による法人である政党又は一定の政治団体
②	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
③	建物の区分所有等に関する法律第47条第1項の規定による管理組合法人
④	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
⑤	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づくマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合
⑥	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業組合

2 国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例

消費税法においては、会社等の営利法人はもちろん、公共法人、公益法人等も法人ごとに納税義務者となり、また、人格のない社団等は法人とみなされ、団体を単位として納税義務者となります。

しかし、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業については、その行う事務の性質・内容が異なるため、一般会計又は個々の特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして消費税法の規定を適用することとなっています。

ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業であっても、「専らその特別会計を設ける国又は地方公共団体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」については、一般会計に係る業務として行う事業とみなされます(ここでいう「専ら」とは、その特別会計が行う資産の譲渡等の対価の合計額のうちその特別会計が一般会計に対して行う資産の譲渡等の対価の合計額の占める割合が95%以上である場合をいいます。)

[参考] 納税義務の免除及び課税事業者の選択

国、地方公共団体、公共・公益法人等においても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合には、消費税の納税義務が免除されますが(注)、選択により課税事業者となることができます。

例えば、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の下水道事業特別会計が設備投資を行った場合など、申告をすれば消費税が還付となる場合でも、課税事業者でない消費税の申告をすることができませんので、申告をして消費税の還付を受けるためには、あらかじめ課税事業者になることを選択しておく必要があります。

(注)基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間)における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、当課税期間から課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

また、適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、納税義務は免除されません。

その他、納税義務の免除の特例について、詳しくはパンフレット「消費税のあらまし」をご覧ください(国税庁ホームページからダウンロードできます。)

届出の手續

▼ 課税事業者になることを選択しようとするとき

免税事業者の方が、課税事業者になることを選択しようとするときには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者になることができます。

この制度の適用を受けるためには、原則として、その適用を受けようとする課税期間の開始する日の前日までに、「消費税課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

▼ 課税事業者を選択していた事業者が選択をやめようとするとき

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となっている方が、免税事業者に戻ろうとするときには、免税事業者に戻ろうとする課税期間の開始する日の前日までに、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった方は、一定期間(原則として2年間)は免税事業者に戻ることはできません。

なお、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合には、その取消しを受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」も提出する必要があります。

3 資産の譲渡等の時期の特例

(1) 資産の譲渡等の時期の原則

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時（又は特定課税仕入れをした時）に成立します。

この場合の「課税資産の譲渡等をした時」とは、原則として、①資産の譲渡については引渡しがあった日、②資産の貸付けについては使用料等の支払いを受けるべき日、③役務の提供については目的物の全部を完成して引き渡した日又は役務の提供の全部を完了した日、とすることとされています。

また、保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の納税義務は、課税貨物を保税地域から引き取る時に成立します。

(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例

■ 国、地方公共団体

国、地方公共団体の会計は、予算決算及び会計令又は地方自治法施行令の規定により、その歳入又は歳出の所属会計年度が定められており、これらの規定において、一定の収入又は支出については、発生年度を基準として年度経過後の一定の期間（出納整理期間）内の収入又は支出をその発生年度の決算に計上し、これにより得ないものについては、現金の収支の事実の属する会計年度の所属として整理するなど、一般の民間企業とは異なる会計処理が行われています。

このため、資産の譲渡等の時期の原則を国、地方公共団体に適用することは、国、地方公共団体の会計処理の実情と著しくかけ離れたものになります。

そこで、国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等については、次のような特例が設けられています。

なお、この特例は、地方公営企業にも適用されます。地方公営企業については、P19をご参照ください。

区 分	歳入・歳出の会計年度所属区分の法令		特 例 の 内 容
	国	地方公共団体	
資産の譲渡等の時期	予算決算及び会計令第1条の2《歳入の会計年度所属区分》	地方自治法施行令第142条《歳入の会計年度所属区分》	左記法令の規定によりその対価を収納すべき会計年度の末日に行われたものとする事ができる。
課税仕入れ等の時期	予算決算及び会計令第2条《歳出の会計年度所属区分》	地方自治法施行令第143条《歳出の会計年度所属区分》	左記法令の規定によりその費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとする事ができる。

■ 公共・公益法人等

国又は地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた公共・公益法人等についても、資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行った時期について、その対価を収納すべき又は費用の支払をすべき課税期間の末日に行われたものとする事ができます。

ただし、承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、法令又はその法人の定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める会計処理の方法が、国又は地方公共団体の会計処理の方法に準じて、収入・支出の所属会計年度について発生主義以外の特別な会計処理により行うこととされている法人です。

4 仕入控除税額の計算の特例

(1) 仕入控除税額の計算の原則

消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る税額（仕入控除税額）を控除して算出します。

(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例

国、地方公共団体、公共・公益法人等（人格のない社団等を含みます。以下「4. 仕入控除税額の計算の特例」において同じ。）は、本来、市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、通常は租税、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入を恒常的な財源としている実態にあります。

このような対価性のない収入によって賄われる課税仕入れ等は、課税売上げのコストを構成しない、いわば最終消費的な性格を持つものと考えられます。

また、消費税法における仕入税額控除制度は、税の累積を排除するためのものですから、対価性のない収入を原資とする課税仕入れ等に係る税額を課税売上げに係る消費税の額から控除することは合理性がありません。

そこで、国、地方公共団体、公共・公益法人等については、通常の方法により計算される仕入控除税額について調整を行い、補助金等の対価性のない収入（**特定収入**（P 6 参照））により賄われる課税仕入れ等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外することとしています。

(3) 特例計算の対象となる事業者

特例計算の対象となる事業者は、次のとおりです。

対象となる事業者	
①	国の特別会計
②	地方公共団体の特別会計
③	消費税法別表第三に掲げる法人
④	人格のない社団等

ただし、次に掲げる場合には、仕入控除税額の調整を行う必要はありません。

調整を行う必要がない場合	
①	その課税期間の仕入控除税額を簡易課税制度を適用して計算する場合
②	その課税期間における 特定収入割合 が <u>5%以下</u> である場合
③	その課税期間の仕入控除税額を適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）を適用して計算する場合

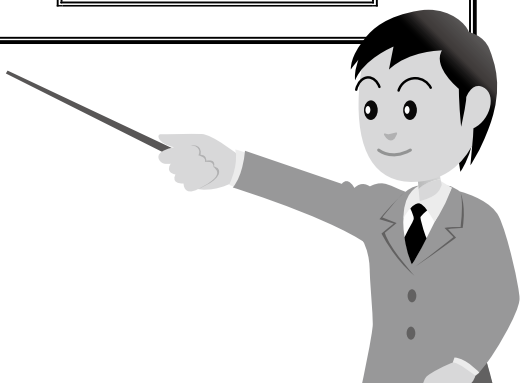
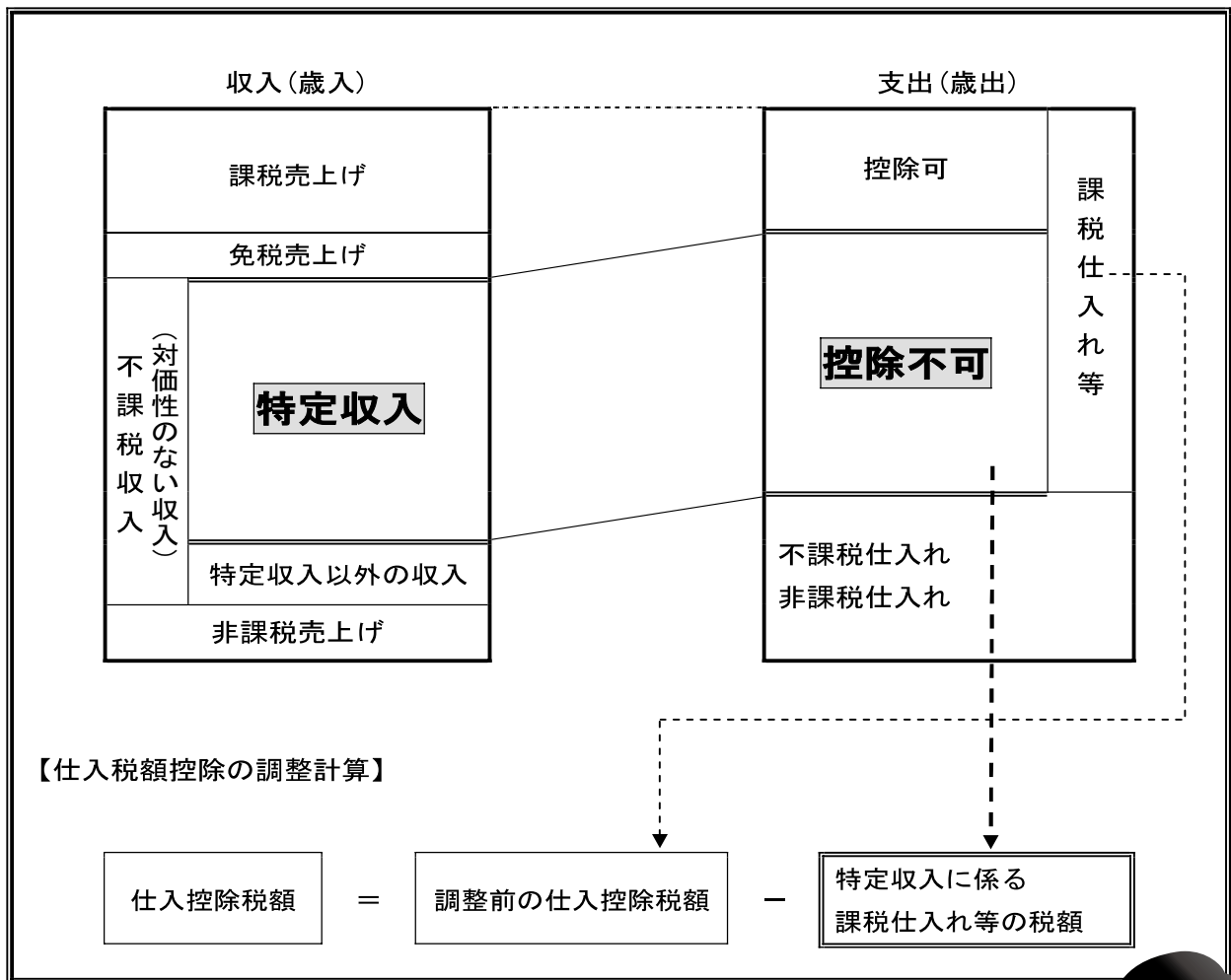
※ 2割特例については、P69をご参照ください。

なお、**特定収入割合**とは、その課税期間において、次の算式により計算した割合をいいます。

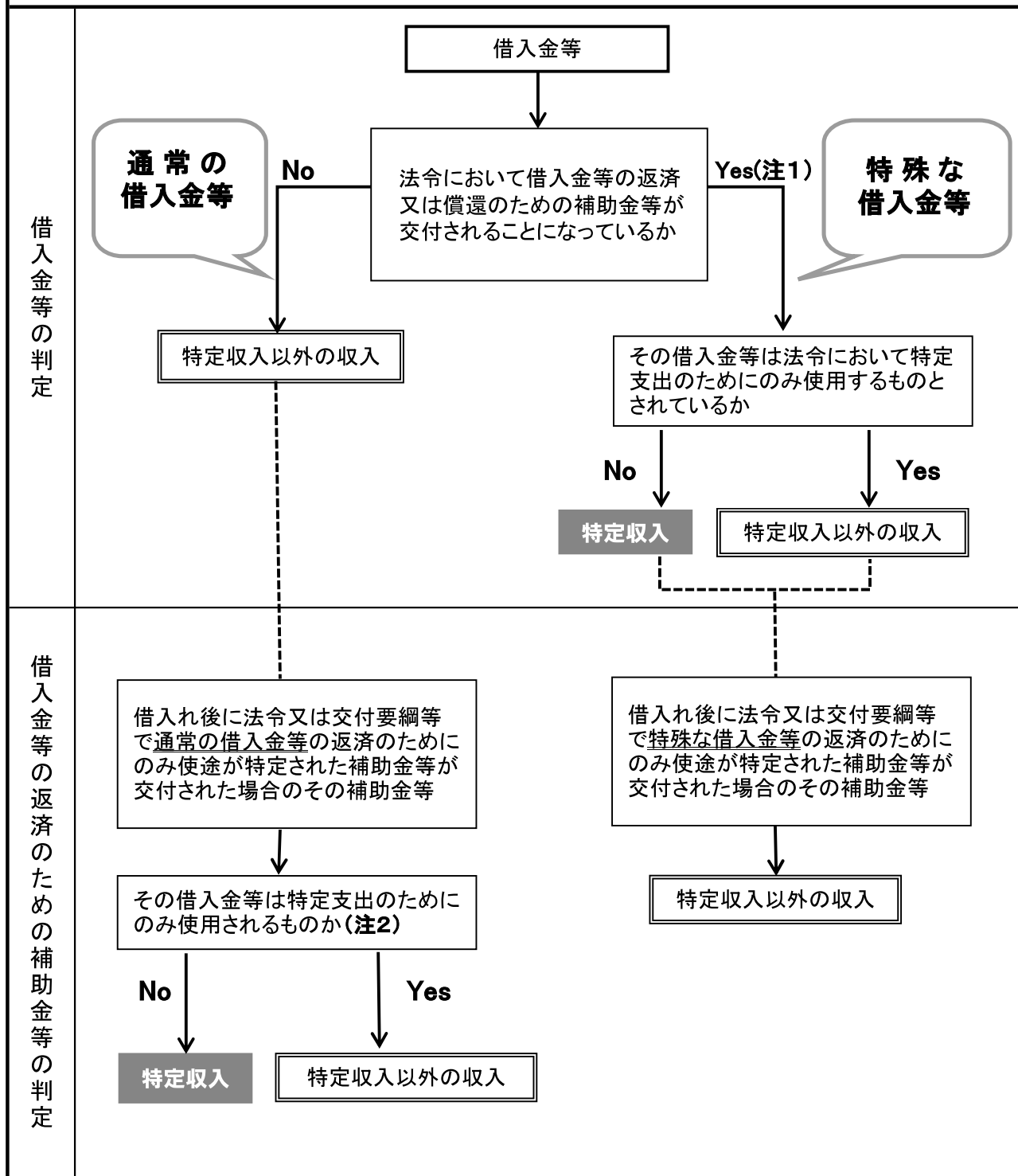
$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額※} + \text{特定収入の合計額}}$$

※ 資産の譲渡等の対価の額の合計額＝課税売上高(税抜き)＋免税売上高＋非課税売上高＋国外売上高

〔仕入控除税額の計算の特例のイメージ〕



借入金等の取扱い



注 意

1. 法令において借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付されることとなっている場合には、通常、借入金等の返済又は償還のための補助金等の用途を特定した交付要綱等が作成されています。
2. 国又は地方公共団体の特別会計が交付要綱等で借入金等の返済又は償還のためにのみ使用することとして交付された補助金等の用途は、その借入金等の用途に対応させることとなります（P8参照）。

(5) 補助金等（資産の譲渡等の対価以外の収入）の使途の特定方法

補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」については、特定支出のためにのみ使用することとされている収入は特定収入に該当せず（P 6 参照）、また、特定収入に該当する収入であっても、その使途によって仕入税額控除の計算方法が異なる（P 12 参照）ため、補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」について、その使途の特定を行う必要があります。

■ 国、地方公共団体

国、地方公共団体の特別会計における補助金等の使途の特定方法は、次の①及び②のとおりです。

① 法令又は交付要綱等により補助金等の使途が明らかにされている場合

法令又は**交付要綱等**により使途が明らかにされているものは、その明らかにされているところによります。**交付要綱等**とは、補助金等を交付する者が作成したその補助金等の使途を定めた文書をいい、補助金等交付要綱、補助金等交付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の積算内訳書、実績報告書も含まれます。

注意

通常の借入金等（P 7 参照）を財源として行った事業について、その借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付される場合において、その補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、その補助金等はその事業に係る経費のみに使用される収入として使途を特定します。

なお、その借入金等に係る事業が行われた課税期間が免税事業者であった場合には、その補助金等は特定収入に該当しません。

② 国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書において使途を特定する場合

①により使途が特定されない補助金等については、国又は地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書によって使途を特定することができます。

具体的な方法は次のイ～ニのとおりです。

法令又は交付要綱等において使途の細部が特定されていないものの、その使途の大要が判明する補助金等は、その補助金等の交付を受ける国の特別会計の所管大臣又は地方公共団体の長（公営企業にあつては公営企業の管理者）が使途の大要の範囲内で合理的計算に基づき細部を特定します。

イ

注意

「その使途の大要が判明する補助金等」とは、例えば、法令又は交付要綱等において「…の建設に要する費用に充てる」等の記載があるものをいいます。

また、「使途の大要の範囲内で合理的計算」とは、例えば、「…の建設に要する費用」のうち占める課税仕入れ等の支出の額と課税仕入れ等以外の支出の額であん分することをいいます。

イにより用途が特定できない場合であっても、予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算関係書類で用途が明らかとなるものについては、これらにより用途を特定します。

ロ

**注
意**

「明らかとなるもの」とは、例えば、決算書の備考欄に補助金等が何の費用に充てられたかが記載されているものや、決算書の項目名で何の費用に充てられたかが明らかとなるものなどをいいます。

法令、交付要綱等、予算書、予算関係書類、決算書、決算関係書類において、借入金等の返済費又は償還費のための補助金等とされているもの（①の注書に該当するものを除きます。）は、次の算式であん分する方法により、特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）と特定収入以外の収入に用途を特定します。

なお、地方公営企業法第 20 条《計理の方法》の適用がある公営企業については、損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行います。

$$\text{特定収入} = \text{借入金等返済のための補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちの課税仕入れ等の支出の額}}{\text{借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出(注)}}$$

ハ

$$\text{特定収入以外の収入} = \text{借入金等返済のための補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちのその他の支出の額}}{\text{借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出(注)}}$$

**注
意**

借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出には、①又は②イ若しくはロにより用途が特定された補助金等の用途としての支出並びに借入金等の返済費及び償還費を含みません。

なお、その借入金等に係る事業が行われた課税期間が免税事業者であった場合には、その補助金等は特定収入に該当しません。

イからハまでによっては用途の特定ができない補助金等は、次の算式であん分する方法により、特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）と特定収入以外の収入に用途を特定します。

なお、地方公営企業法第 20 条《計理の方法》の適用がある公営企業については、損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行います。

ニ

$$\text{特定収入} = \text{補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちの課税仕入れ等の支出の額}}{\text{当課税期間における支出(注1)}}$$

$$\text{特定収入以外の収入} = \text{補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちのその他の支出の額(借入金等返済額を除く.)}}{\text{当課税期間における支出(注1)}}$$

通常の借入金等の返済費
又は償還費に用途が特定
された収入（注2）

= 補助金等の額 ×

当課税期間における借入金等返済額
(ハで用途が特定された額を除く。)

当課税期間における支出（注1）

注
意

1. 当課税期間における支出には、①又は②イ若しくはロにより用途が特定された補助金等の用途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費のうち②ハにおいて処理済の部分を含みません。
2. 通常の借入金等の返済費又は償還費に用途が特定された収入については、さらに②ハの方法によって課税仕入れ等に係る特定収入と特定収入以外の収入に用途を特定します。

参
考

②の方法により補助金等の用途を特定した場合には、国の特別会計の所管大臣又は地方公共団体の長（公営企業にあっては公営企業の管理者）がその補助金等の用途を明らかにした文書を確定申告書とともに納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、②ハ又はニの方法により用途を特定した場合には、その計算過程を明らかにしたものを添付書類として提出してください。

■ 公共・公益法人等

公共・公益法人等における補助金等の用途は、法令又は交付要綱等によりその用途が明らかにされている補助金等については、その明らかにされているところにより用途を特定します（P8①参照）。

また、公共・公益法人等が国又は地方公共団体から交付を受ける補助金等の用途は、交付要綱等でその用途が明らかにされていないまでも、その多くが予算又は決算において明らかにされていますので、公共・公益法人等においてもP8②の方法により補助金等の用途を特定することができます。

ただし、公共・公益法人等がP8②の方法により用途を特定する場合には、補助金等の交付元である国、地方公共団体がその補助金等の用途を明らかにした文書を確定申告書とともに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

公益社団法人等が募集する寄附金の取扱い

公益社団法人又は公益財団法人が作成した寄附金の募集に係る文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている当該寄附金の収入で、次に掲げる要件の全てを満たすことについて当該寄附金の募集に係る文書において明らかにされていることにつき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条に規定する行政庁の確認を受けているものは、特定収入に該当しないこととなります。

- (1) 特定の活動に係る特定支出のためにのみ使用されること
- (2) 期間を限定して募集されること
- (3) 他の資金と明確に区分して管理されること

(6) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

簡易課税制度又は2割特例を適用せず、一般課税により仕入控除税額の計算を行う場合で、特定収入割合（P 4 参照）が5%を超えるときは、**特定収入に係る課税仕入れ等の税額**は仕入税額控除の対象とはなりません。

この場合は、次のように、課税期間中の課税売上高が5億円以下(注)、かつ、課税売上割合が95%以上のときに計算した調整前の仕入控除税額又は課税期間中の課税売上高が5億円超(注)又は課税売上割合が95%未満のときにおける個別対応方式若しくは一括比例配分方式の区分に応じて計算した調整前の仕入控除税額から、**特定収入に係る課税仕入れ等の税額**を控除した後の金額が仕入控除税額となります。

(注) 課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

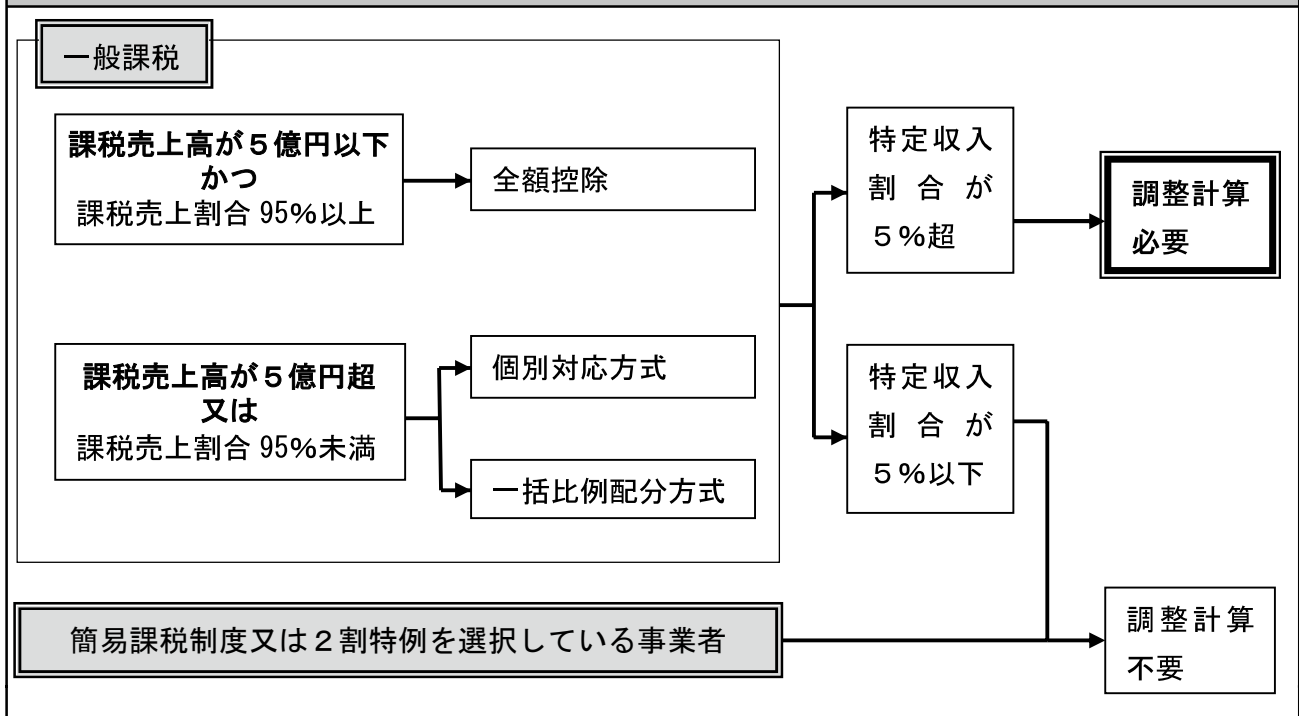
仕入控除税額の調整がある場合の納付税額は、次の計算式により計算した金額となります。

$$\text{納付税額} = \text{その課税期間中の課税標準額に対する消費税額} - \left(\text{調整前の仕入控除税額} - \text{その課税期間中の特定収入に係る課税仕入れ等の税額} \right)$$

※ 調整前の仕入控除税額とは、通常の計算方法により計算した仕入控除税額をいいます。適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始後は、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）以外の者からの課税仕入れについては、原則として、仕入税額控除の適用を受けることはできませんが、当該課税仕入れであっても、特定収入に係る課税仕入れ等の税額の調整計算の対象となります。

ただし、この場合には、一定の調整規定があります。詳しくは、P15をご参照ください。

特定収入に係る課税仕入れ等の税額の調整計算の要否判定表



【その課税期間中の特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算方法】

イ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \underbrace{\text{①} + \text{②}}$$

① = Aの金額 + Bの金額

A 特定収入のうち標準税率適用課税仕入れ等にのみ用途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額) $\times \frac{7.8}{110}$

B 特定収入のうち軽減税率適用課税仕入れ等にのみ用途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額) $\times \frac{6.24}{108}$

※ 標準税率適用課税仕入れ等とは、標準税率（7.8%）が適用される課税仕入れ等をいいます。
 ※ 軽減税率適用課税仕入れ等とは、軽減税率（6.24%）が適用される課税仕入れ等をいいます。

② $\frac{\text{（調整前の仕入控除税額} - \text{①の金額）}}{\text{調整割合（※）}}$

②の下線部分の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{①の金額} - \left(\text{①の金額} - \frac{\text{調整前の仕入控除税額}}{\text{調整割合（※）}} \right)$$

※調整割合

調整割合とは、その課税期間において、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\text{調整割合} = \frac{\text{課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額 (使途不特定の特定収入)}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額※ + 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額 (使途不特定の特定収入)}}$$

※ 資産の譲渡等の対価の額の合計額 = 課税売上高(税抜き) + 免税売上高 + 非課税売上高 + 国外売上高

調整割合が著しく変動した場合に該当するときは、特定収入に係る課税仕入れ等の税額について別途調整が必要となります。

□ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式により計算する場合

特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = $\frac{\textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5}}{}$

③ = Cの金額 + Dの金額

C 特定収入のうち課税資産の譲渡等にのみ要する標準税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額 $\times \frac{7.8}{110}$

D 特定収入のうち課税資産の譲渡等にのみ要する軽減税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額 $\times \frac{6.24}{108}$

④ = Eの金額 + Fの金額

E 特定収入のうち課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に共通して要する標準税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額 $\times \frac{7.8}{110} \times$ 課税売上割合 (課税売上割合に準ずる割合を含みます。以下同じ。)

F 特定収入のうち課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に共通して要する軽減税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額 $\times \frac{6.24}{108} \times$ 課税売上割合

⑤ $\left\{ \text{調整前の仕入控除税額} - (\textcircled{3} + \textcircled{4}) \right\} \times \text{調整割合 (P12※)}$

⑤の下線部の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額

特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = $\textcircled{3} + \textcircled{4} - \left[(\textcircled{3} + \textcircled{4}) - \begin{array}{l} \text{調整前の} \\ \text{仕入控除} \\ \text{税額} \end{array} \right] \times \text{調整割合 (P12※)}$

ハ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で
一括比例配分方式により計算する場合

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{⑥} + \text{⑦}$$

⑥ = Gの金額 + Hの金額

G 特定収入のうち標準税率適用課税仕入れ等
にのみ使途が特定されている部分の金額 $\times \frac{7.8}{110} \times$ 課税売上割合
(課税仕入れ等に係る特定収入の額)

H 特定収入のうち軽減税率適用課税仕入れ等
にのみ使途が特定されている部分の金額 $\times \frac{6.24}{108} \times$ 課税売上割合
(課税仕入れ等に係る特定収入の額)

⑦ (調整前の仕入控除税額 - ⑥の金額) \times 調整割合 (P12※)

⑦の下線部の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額

特定収入に
係る課税仕
入れ等の税額 = ⑥の金額 - $\left(\begin{array}{l} \text{調整前の} \\ \text{仕入控除} \\ \text{税額} \end{array} \right) \times$ 調整割合 (P12※)

具体的な計算事例は、29ページ以降をご覧ください。

なお、このパンフレットは、申告に係る課税期間に標準税率7.8%又は軽減税率6.24%が適用された取引のみを行った（付表1-3を用いて計算する）場合について説明しています。

旧税率（6.3%等）が適用された取引がある場合は、地方消費税額の計算方法が異なるため、付表1-1及び1-2を用いて計算します。

この場合の計算事例については、パンフレット「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税（令和2年6月）」を参考にしてください。

パンフレットや使用する計算表、付表等は、国税庁ホームページ（国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税）からダウンロードすることができます。

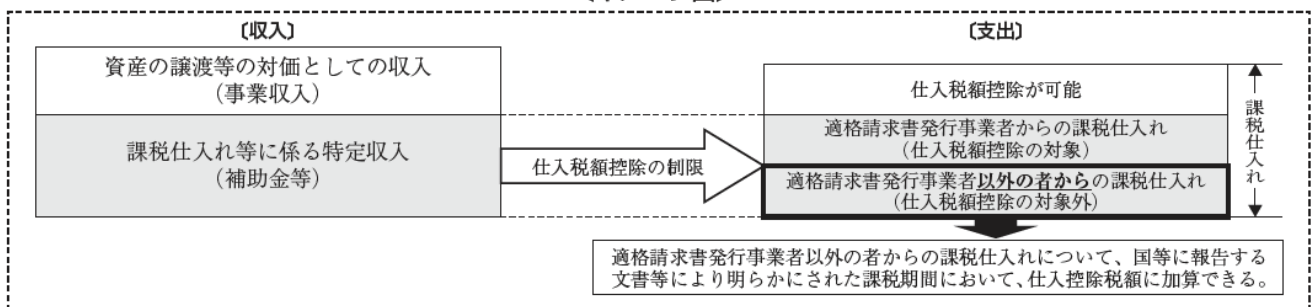
(7) 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定

1 調整規定の概要

特定収入に係る課税仕入れ等の税額（仕入控除税額の制限額）の計算については、特定収入のあった課税期間における当該特定収入の金額により行うこととなります。そのため、仕入税額控除の対象外となる適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ（以下「**控除対象外仕入れ**」といいます。）を課税仕入れ等に係る特定収入（課税仕入れ等に用途が特定されている特定収入）により支出したとしても、計算上、仕入控除税額の制限の対象となります。

ただし、課税仕入れ等に係る特定収入により控除対象外仕入れを一定程度行い、当該特定収入（**取戻し対象特定収入**）について仕入控除税額の制限を受けた場合において、国等へ報告することとされている文書（実績報告書など）又は国、地方公共団体が合理的な方法により用途を明らかにした文書により、その控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにしているときは、控除対象外仕入れに係る仕入控除税額の制限額に相当する額を、その明らかにした課税期間（免税事業者である課税期間及び簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間を除きます。）における課税仕入れ等の税額の合計額に加算できます。

【イメージ図】



2 取戻し対象特定収入の判定

(1) 取戻し対象特定収入とは

「**取戻し対象特定収入**」とは、次の算式により計算した割合が5%を超える場合のその特定収入をいいます。

なお、「**取戻し対象特定収入**」に該当するかどうかの判定は、ある課税期間に受領した全ての課税仕入れ等に係る特定収入の合計額を基礎として行うものではなく、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに、その課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額を基礎として行います。

$$\text{取戻し対象特定収入} = \frac{\text{課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額}}{\text{課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額}} > 5\%$$

※ 上記割合の計算における「**控除対象外仕入れに係る支払対価の額**」には、

- ・ 免税事業者である課税期間及び簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間において、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額は含まれません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れであっても、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに係る支払対価の額は含まれません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置（令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%控除、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%控除）の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額は含まれます。

(2) 補助金等の一部を返還した場合の取扱い

例えば、補助金等（課税仕入れ等に係る特定収入に該当するものに限り、以下(2)～(4)において同じです。）が減額され、その一部を返還したことにより、当該補助金等により行う事業の経費として支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が、返還後の補助金等の金額よりも大きくなった場合、取戻し対象特定収入の判定は、返還後の補助金等の金額により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額を基礎として行います。

また、事業者の行う事業の経費の一部について補助金等が交付される場合のように、当該事業につき支出する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が、当該補助金等の金額よりも大きくなる場合がありますが、このような場合、事業の経費のうち、当該補助金等により支出されたものではない課税仕入れに係る支払対価の額については、取戻し対象特定収入の判定の基礎となる「課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額」には含まれません。

具体例

※ 以下の補助金等は、全額課税仕入れのために支出されたものとしています。

《事業の一部の経費に対し補助金等が交付された場合》

- ・ 事業に係る課税仕入れ 200 万円
- ・ 交付された補助金等 100 万円

⇒ 取戻し対象特定収入の判定の基礎となる「課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額」は、交付された補助金等の金額である 100 万円 となります。

《上記事例において、補助金等が減額され、その一部が返還された場合》

- ・ 事業に係る課税仕入れ 200 万円
- ・ 当初交付された補助金等 100 万円
- ・ 返還した補助金等（減額された金額） 10 万円

⇒ 取戻し対象特定収入の判定の基礎となる「課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額」は、当初交付された補助金等 100 万円から返還した補助金等 10 万円を控除した残額 90 万円 となります。

(3) 借入金等の返済又は償還のための補助金等の取扱い

通常の借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付された場合、当該補助金等は当該借入金等に係る事業に係る経費のみに使用される収入として用途を特定することとなります（P 8 参照）ので、当該補助金等により支出された「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」については、当該借入金等に係る事業を行った課税期間において当該借入金等により支出された適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額のうち当該補助金等により返済又は償還される部分の金額となります。

また、取戻し対象特定収入の判定の基礎となる「課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額」は、当該借入金等に係る事業を行った課税期間において当該借入金等により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額のうち補助金等により返済又は償還される部分の金額となります。

なお、当該補助金等に係る調整計算については、当該借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付された課税期間において行うこととなるため、取戻し対象特定収入のあった課税期間は、当該補助金等が交付された課税期間となります。

(4) 「国、地方公共団体が合理的な方法により用途を明らかにした文書」により控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにする場合の取扱い

「国、地方公共団体が合理的な方法により用途を明らかにした文書」により控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにする場合の「取戻し対象特定収入の判定単位」及び「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」の取扱いは、以下のとおりです。

取戻し対象特定収入の判定単位

「国、地方公共団体が合理的な方法により用途を明らかにした文書」により用途を特定（課税仕入れ等に係る特定収入に該当するかどうかを判定）した課税仕入れ等に係る特定収入であっても、取戻し対象特定収入の判定は、当該課税仕入れ等に係る特定収入ごとに、その課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額を基礎として行うこととなります。

一方で、P 8②イからハマまでに掲げる方法によっては用途が特定できない補助金等をまとめて、その課税期間における支出を基礎としてあん分計算により、用途を特定（P 9②ニの方法により用途を特定）し、課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額も同様の方法により明らかにする場合においては、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに区分した控除対象外仕入れに係る支払対価の額を算出し、個々に取戻し対象特定収入の判定を行うことは困難です。

このため、上記のような課税仕入れ等に係る特定収入ごとに取戻し対象特定収入の判定を行うことが困難な場合には、当該課税仕入れ等に係る特定収入をまとめて、取戻し対象特定収入の判定を行って差し支えありません。

控除対象外仕入れに係る支払対価の額

P 9②ニに掲げる方法と同様の方法により課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額を明らかにする場合、次の算式のように、課税期間における支出の額を基礎としてあん分計算を行うことが考えられます。

$$\begin{array}{l} \text{課税仕入れ等に係る特定収入} \\ \text{により支出された控除対象外} \\ \text{仕入れに係る支払対価の額} \end{array} = \text{補助金等の額} \times \frac{\text{当課税期間における適格請求書発行事業者} \\ \text{以外の者からの課税仕入れ等の支出の額}}{\text{当課税期間における支出の額}}$$

※ この計算では、用途の特定と同時に課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額を算出することから、補助金等の額は、P 8①及びP 8②イからP 9②ハマまでに掲げる方法によって用途の特定ができない補助金等の額となります。

また、当課税期間における支出には、P 8①又はP 8②イ若しくはP 9②ロに掲げる方法により用途が特定された補助金等の用途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費のうちP 9②ハにおいて処理済みの部分は含まれません。

上記の算式により算出した金額については、実際に課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額とは異なり、あくまでも割合により算出したものですが、実際に適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額に基づいて算出したものですので、このあん分計算により算出した額を控除対象外仕入れに係る支払対価の額としても差し支えありません。

3 調整対象額の計算方法

取戻し対象特定収入がある場合の仕入控除税額の調整対象額は、次の(1)～(3)の区分に応じて、それぞれ(1)～(3)に記載の算式により計算します。

なお、当該調整対象額は、国等へ報告することとされている文書等により控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにした課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に加算できます。

(1) 取戻し対象特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円以下で課税売上割合が95%以上である場合

$$\text{調整対象額} = \text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)} \times \frac{7.8}{110} \text{ (注2)} \times \left(1 - \frac{\text{取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合}}{\text{調整割合}} \right)$$

(2) 取戻し対象特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を適用している場合

$$\text{調整対象額} = \left(\text{①} + \text{②} \right) \times \left(1 - \frac{\text{取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合}}{\text{調整割合}} \right)$$

$$\text{①} = \text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 (課税売上げにのみ要するもの) (注1)} \times \frac{7.8}{110} \text{ (注2)}$$

$$\text{②} = \text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 (課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの) (注1)} \times \frac{7.8}{110} \text{ (注2)} \times \frac{\text{取戻し対象特定収入があった課税期間の課税売上割合 (注3)}}{\text{調整割合}}$$

(3) 取戻し対象特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を適用している場合

$$\text{調整対象額} = \text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)} \times \frac{7.8}{110} \text{ (注2)} \times \frac{\text{取戻し対象特定収入があった課税期間の課税売上割合 (注3)}}{\text{調整割合}} \times \left(1 - \frac{\text{取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合}}{\text{調整割合}} \right)$$

(注1) 上記各計算式における「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」には、

- ・ 免税事業者である課税期間及び簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間において、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額は含まれません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れであっても、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに係る支払対価の額は含まれません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置（80%控除、50%控除）の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額は含まれます。

(注2) 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については108分の6.24を乗じます。

(注3) 課税売上割合に準ずる割合を含みます。

※ 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて80%控除の経過措置の適用を受けるものは、上記各計算式により算出した本来の調整対象額の20%相当額、50%控除の経過措置の適用を受けるものは本来の調整対象額の50%相当額が、課税仕入れ等の税額の合計額に加算する調整対象額になります。

5 申告・納付期限の特例

消費税の申告期限及び納付期限は、原則として課税期間の末日の翌日から2か月以内とされていますが、国、地方公共団体については、決算の処理方法や時期等につき法令の定めるところにより処理することとされており、原則的な申告・納付期限では対応が困難な事情にあるため、次のとおり申告・納付期限の特例が設けられています(中間申告についても同様の取扱いとなります。)

また、公共・公益法人等のうちにも、国や地方公共団体と同様に、法令によりその決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2か月以上経過した日と定められているなど、特別な事情にあるものがあることから、この場合も、同様に申告・納付期限の特例が設けられています。

(1) 国、地方公共団体の特別会計

国については課税期間*終了後5か月以内、地方公共団体については課税期間*終了後6か月以内(ただし、地方公共団体の経営する企業(地方公営企業)については課税期間*終了後3か月以内)とされています。

*中間申告の場合は中間申告対象期間

区分	申告・納付期限
国	5か月以内
地方公共団体(下記の地方公営企業を除きます。)	6か月以内
地方公営企業※	3か月以内

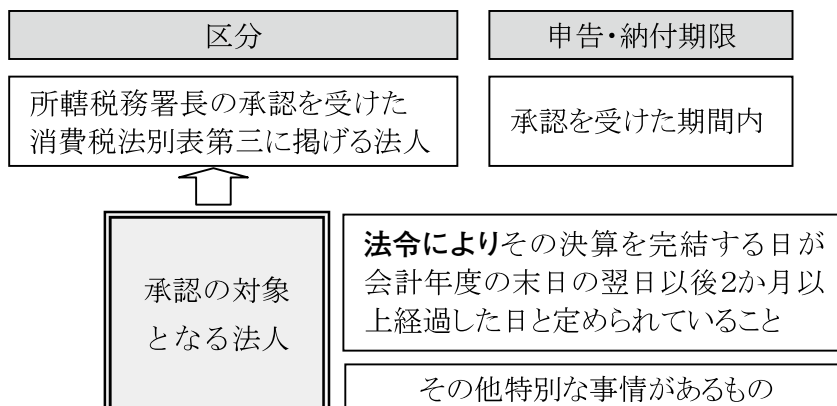
※ 地方公営企業とは、地方公営企業法第30条第1項《決算》の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業をいいます。

具体的には、水道事業(簡易水道事業を除きます。)、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業及び条例等により地方公営企業法を適用している事業を行っている企業をいいます。

(2) 公共・公益法人等

公共・公益法人等のうち、納税地の所轄税務署長の承認を受けた法人については、6か月以内でその承認を受けた期間の申告・納付期限の特例が認められます。

ただし、承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、**法令により**その決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2か月以上経過した日と定められていることその他特別な事情がある法人に限ります。



6 帳簿の記載事項及び保存

課税事業者は、帳簿を備え付けてこれに、売上げ、仕入れ、返品等について、

①	取引の相手方の氏名又は名称
②	取引年月日
③	取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
④	税率の異なるごとに区分した取引金額

等を整然と、かつ、明瞭に記載し、この帳簿を閉鎖の日の属する課税期間の末日から 2 か月を経過した日（申告・納付期限の特例の適用を受ける場合にはその適用により延長された提出期限の翌日）から 7 年間、納税地等で保存しなければなりません。

国、地方公共団体の特別会計や公共・公益法人等については、上記①から④までの事項のほか、特定収入等に係る事項として、

⑤	特定収入等に係る相手方の氏名又は名称
⑥	特定収入等を受けた年月日
⑦	特定収入等の内容
⑧	特定収入等の金額
⑨	特定収入等の使途

を併せて記載する必要があります。

なお、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、消費税の申告義務はありませんので、この帳簿の保存義務も課されていません。

参
考

帳簿の保存方法としては、原則として現物（帳簿類）での保存となりますが、7年間のうち最後の2年間は一定の要件を満たすマイクロフィルムによる保存が認められます。

また、パソコンなどを使用して作成する帳簿書類を、一定の要件の下に電子データのまま保存することができます。

帳簿を電子データで保存する場合の保存方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「電子帳簿等保存制度特設サイト」から、取扱通達や一問一答などをご確認ください。

e-Tax義務化について

令和2年4月1日以降に開始する課税期間から、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）が行う消費税等の申告は、e-Taxにより提出することが義務付けられています。また、公共・公益法人等についても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合には、同様にe-Taxにより提出することが義務付けられています。

なお、「国等の特別会計に係る控除対象仕入税額の計算明細（特定収入に係る課税仕入等の税額の計算表）」をPDFで送信することが可能です。

e-Tax義務化の概要

令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から、一定の法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類（消費税等の申告の場合は、「付表」など）を含めて、e-Taxにより提出することが義務付けられています。

また、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、通算法人の法人税等の確定申告書等についてもe-Taxによる提出が義務化されました。

●対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

●e-Tax義務化対象法人とは？

法人税等 内国法人のうち、事業年度開始の時に於ける資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、通算法人（グループ通算制度の適用を受けた通算親法人及び通算子法人）、相互会社、投資法人及び特定目的会社

消費税等 上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）

なお、通算法人は、事業年度開始の時に於いて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人のみとなります。

e-Taxの利用について

●インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

特に利用回数の多い手続に便利です（消費税の中間納付、源泉所得税の毎月納付手続など）。

●e-Taxを利用するには、事前に電子証明書等の取得、開始届出書の提出などが必要です。

国、地方公共団体がe-Taxを利用して電子申告を行う際には、国においては政府共用認証局（GPKI）が発行する官職証明書、地方公共団体においては地方公共団体組織認証基盤（L GPKI）が発行する職責証明書を利用することができます。

Ⅱ 国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税Q&A

(問1) 免税期間における起債の償還元金に充てるための補助金等の用途の特定

Q 地方公共団体の特別会計が、消費税の納税義務が免除される課税期間において、借入金等（消費税法施行令第75条第1項第1号に規定する「借入金等」（通常の借入金等）をいいます。以下同じ。）を財源として事業を行いました。

その後、課税事業者となった課税期間において、当該借入金等の返済のための補助金等の交付を受けましたが、当該補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、当該借入金等により賄われた課税仕入れ等については仕入税額控除の対象とされていないことから、当該補助金等については、特定収入に該当しないものとして取り扱ってよいでしょうか。

A 特定収入に該当しないものとして取り扱われます。

国又は地方公共団体等については、特定収入によって賄われる課税仕入れ等は、課税資産の譲渡等のコストを構成しないという考え方から、特定収入により賄われる課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象としない調整計算を行うこととされています。

この考え方に基づき、借入金等の返済のための補助金等については、次の方法により用途を特定することとしています（消費税法基本通達16-2-2(1)注書、(2)ハ）。

イ 借入金等を財源として行った事業について、当該借入金等の返済のための補助金等が交付される場合において、当該補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、当該補助金等は当該事業に係る経費のみに使用される収入として用途を特定する。

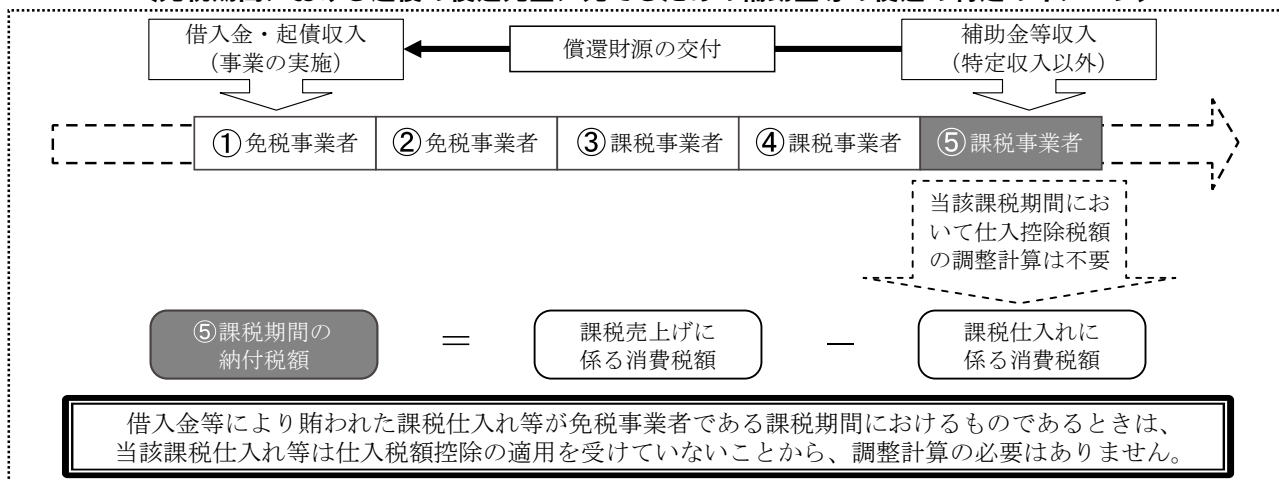
ロ 交付要綱等において、借入金等の返済のための補助金等とされているものについては、当該借入金等により事業が行われた課税期間における支出の割合であん分する方法で用途を特定する。

これは、借入金等により賄われた課税仕入れ等が、結果的に補助金等で賄われることとなるからであり、過去において仕入税額控除の対象とされた課税仕入れ等で借入金等により賄われたものについて当該補助金等の交付を受けた課税期間において調整しようとするものです。

この考え方からすれば、借入金等により賄われた課税仕入れ等が、免税事業者である課税期間におけるものであれば、仕入税額控除の対象とされていないことから、調整をする必要はないこととなります。

なお、市町村の統廃合により新設あるいは存続する特別会計が、廃止された特別会計から債権債務を承継することとなり、引き継いだ借入金等の中に廃止された特別会計が免税期間中に行った起債に係る部分がある場合、その借入金等の返済のための補助金等についても同様に取り扱われます。

〔免税期間における起債の償還元金に充てるための補助金等の用途の特定のイメージ〕



(問2) 借換債の償還に充当した繰入金等

Q 地方公共団体の特別会計が、X1年度に地方債を財源として事業を行い、その後、X2年度において借換債を起債し、その資金を原資としてX1年度に起債した地方債を償還しました。

更に、X3年度において、X2年度に起債した借換債を償還するために、一般会計からの繰入金等が措置された場合、その繰入金等の用途の特定に当たっては、X1年度の地方債で賄った事業に係る経費に充てられたものとして用途を特定することとなるのでしょうか。

なお、X1年度～X3年度は課税事業者であり、地方債及び借換債は、消費税法施行令第75条第1項1号に規定する「借入金等」(通常の借入金等)に該当するものです。

A その地方債で賄った事業に係る経費に充てられたものとして用途を特定することとなります。

地方債の元金を償還するために一般会計からの繰入金等が措置された場合には、その繰入金等は元金償還金のために使用されたものとして用途を特定するのではなく、その地方債で賄った事業のために使用されたものとして用途を特定することとされています(消費税法基本通達16-2-2(1)注書、(2)ハ)。

借換債を償還するための一般会計からの繰入金等は、実質的には借換債によって償還された地方債で賄われた事業のために使用されたこととなりますので、その事業に係る経費に充てられたものとして用途の特定を行うのが合理的です。

したがって、借換債によって償還された地方債で賄われた事業に係る経費が課税仕入れ等であれば、借換債を償還するための一般会計からの繰入金等は特定収入に該当することとなります。

なお、借換債によって償還された地方債で賄われた課税仕入れ等が、免税事業者である課税期間におけるもの場合には、その課税仕入れ等は仕入税額控除されていませんので、借換債を償還するための一般会計からの繰入金等は、特定収入に該当しないものとして取り扱われます(問1参照)。

(問3) 繰越金

Q 前年度において収受した補助金等について、一部を今年度に繰り越し、今年度においてその繰越金を歳入として受け入れる処理を行いました。この場合、今年度において受け入れ処理した前年度繰越金は今年度の特定収入となりますか。

A 今年度の特定収入には該当しません。

前年度繰越金を生ずるもとなつた収入(補助金等)は、収受した年度において特定収入に該当するか否かの判定(用途の特定)を行っていますから、前年度繰越金は、それを歳入として受け入れ処理した年度において特定収入とならず、用途の特定を行う必要もありません。

なお、前年度繰越金を歳入として受け入れ処理した年度においては、前年度繰越金を除いた歳入について特定収入に該当するかどうかの判定(用途の特定)を行います。

（問4）繰越明許費

Q 地方公共団体の特別会計が、特定収入に該当する補助金収入を地方自治法第213条に規定する繰越明許費として翌年度に繰り越している場合、その繰越明許費は実際に収受した年度の特定収入として取り扱うのでしょうか。あるいは、繰り越した年度における特定収入として取り扱うのでしょうか。

（参考）

繰越明許費とは、歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用する経費をいいます。

A 実際に収受した年度の特定収入となります。

地方公共団体は、会計年度を設けて、その期間の収支を区分整理するに当たって、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」（地方自治法第208条第2項）こととされ、また、「毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。」（地方自治法第220条第3項）こととされています。

ただし、予算の効率的執行を図るため、①地方公共団体の経費をもって支弁する事件で、その履行に数年度を要するもの（継続費の通次繰越し（地方自治法第212条））、②歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの（繰越明許費（地方自治法第213条））、③歳出予算の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（事故繰越し（地方自治法第220条第3項））についてはその例外とされています。

ところで、消費税の取扱いにおいて、国、地方公共団体、公共法人等の繰越金については、繰越金を歳入又は収入として受け入れた年度の特定収入には該当せず、繰越金が発生した年度（実際に収受した年度）において特定収入に該当するか否かを判定することとされています。

この繰越金には、「継続費の通次繰越し」に限らず、「繰越明許費」及び「事故繰越し」も含まれるべきものです。

したがって、質問の補助金収入の繰越明許費についても、その補助金を収受した年度において特定収入に該当することとなります。

（問5）地方自治法上の繰上充用

Q 地方自治法施行令第166条の2《翌年度歳入の繰上充用》に規定する繰上充用に係る収入は、今年度の特定収入に該当しますか。

（繰上充用の具体例）

〇〇県では、森林特別会計を設けていますが、単年度で赤字が生じる場合、他会計からの繰入金等で補填せず、繰上充用により補填（翌年度の収入から補填）することとしています。

（参考）

地方自治法施行令第166条の2《翌年度歳入の繰上充用》

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

A 今年度における特定収入には該当しません。

地方自治法施行令第166条の2に規定する繰上充用は、会計に赤字が生じた場合、単に翌年度の歳入で今年度の赤字を補填するというものであり、実際に収入として収受する翌年度において特定収入に該当するか否かの判定を行いますから、今年度における特定収入には該当しません。

(問6) 借入金の利子の支払に使用することとされている補助金

Q 当法人（公益財団法人）では、建物の建設資金の借入れを行いました。借入金の利子の支払に当たっては、地方公共団体から補助金が交付されることとなっています。この補助金は、特定収入として取り扱うこととなるのでしょうか。

A 特定収入に該当しないことになります。

質問の補助金については、金銭の借入れに関して交付される補助金ですが、借入金元本の返済に充てられるものではなく、非課税取引の対価である借入金利子の支払のためにのみ使用することとされている収入ですから、その補助金を交付する地方公共団体が作成した交付要綱等にその旨が明らかにされていれば、特定収入に該当しないことになります。

(問7) 人件費に用途が特定されている補助金

Q 当事業団では、交付要綱において人件費に充てるべきこととされている補助金を国から交付されており、当該補助金を給料及び通勤手当として職員に支払っています。この場合、当該補助金は特定支出のためにのみ使用するものでない（通勤手当の支給は課税仕入れとなります。）ことから、全額が特定収入に該当することとなると考えられますが、当該補助金における実績報告書において通勤手当として支出した金額が明らかにされている場合には、当該金額のみを特定収入とし、それ以外の金額については、特定収入に該当しないものとして取り扱ってよいのでしょうか。

A 通勤手当以外の金額については、特定収入に該当しないものとして取り扱って差し支えありません。

資産の譲渡等の対価以外の収入の用途が特定されているかどうかは、一般的には法令又は交付要綱等に定めるところによります。この場合の交付要綱等とは、補助金等を交付する者が作成したその補助金等の用途を定めた文書をいい、補助金等交付要綱、補助金等交付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の積算内訳書、実績報告書も含まれます（消費税法基本通達16-2-2(1)、P8参照）。

したがって、実績報告書において、通勤手当として支出した金額が明らかにされている部分に係る補助金を特定収入とし、給料として支出した金額に係る補助金を特定支出のためにのみ使用することとされている収入として特定収入に該当しないものとして取り扱って差し支えありません。

(問8) 消費税の還付金

Q 国、地方公共団体、公共・公益法人等が、消費税の確定申告に当たって控除不足還付税額が生じ還付金を受け取った場合、その還付金は特定収入に該当しますか。

A 特定収入に該当しません。

消費税の確定申告において控除不足還付税額が生じたことにより收受する還付金は、資産の譲渡等の対価以外の収入ですが、消費税法施行令第75条第1項第5号の「還付金」に該当しますので、特定収入に該当しない収入（特定収入以外の収入）となります（P6参照）。

なお、還付加算金は、利息的な要素はありますが、対価性がないことから資産の譲渡等の対価以外の収入に該当し、特定収入となります。

(問9) 公益法人等の申告単位

Q 当法人（公益社団法人）では、法人税法上の収益事業に該当する事業も行っていることから、収益事業と非収益事業について区分経理し、収益事業部門を特別会計とし、非収益事業部門を一般会計とする経理を行っています。このように会計単位を別々にしている場合には、収益事業部門の特別会計についてのみ申告すればよいのでしょうか。また、非収益事業部門の一般会計についても申告の必要がある場合、各部門ごとに申告すればよいのでしょうか。

A 収益事業部門及び非収益事業部門において行った課税資産の譲渡等について、合わせたところで申告をする必要があります。

公益法人等の非収益事業から生じた所得には法人税は課税されませんが、消費税においては、非収益事業に属する資産の譲渡等を行った場合であっても、それが国内における課税資産の譲渡等である限り、事業者である公益法人等が行ったものですから、課税の対象となります（消費税法第4条第1項）。

また、消費税は事業者を納税義務者としていますが、基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高（又は給与等支払額）（以下「基準期間における課税売上高等」といいます。）が1,000万円以下の場合には、原則として、その課税期間の納税義務は免除されます（消費税法第9条第1項等）。この基準期間における課税売上高等も事業者を単位として判定することとされています。さらに、消費税の申告も事業者を単位として行うこととされています（消費税法第42条第1項、第45条第1項）。このような取扱いは、公益法人等であっても異なることはありませんから、収益事業部門と非収益事業部門について各部門ごとに申告することは認められません。

したがって、公益法人等のその課税期間の基準期間における課税売上高等が1,000万円を超える場合には、その課税期間中に収益事業部門及び非収益事業部門において行った課税資産の譲渡等について、合わせたところで申告をする必要があります。

(問10) 一部事務組合への適用関係

Q 一部事務組合への消費税法の適用はどのようになりますか。

A 一部事務組合への消費税法の適用関係は以下のとおりです。

1 一部事務組合の法的性格と権能

一部事務組合は、二以上の地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であり（地方自治法第1条の3第3項、第284条第1項）、次のような性格を有しています。

- ① 構成団体から独立した地方公共団体としての性格
- ② 特別地方公共団体である性格
- ③ 公法人である性格

このような性格を持つ一部事務組合の権能は、次のようなものであるといえます。

- ① 一部事務組合は、法人格が認められ、行政主体としての各種の公権が賦与されているという点で、普通地方公共団体となんら違いはありません。ただし、一部事務組合の権能は、規約で定められた共同処理事務の範囲内においてのみ認められます。
- ② この共同処理事務については、なんら制限はなく、共同処理事務の範囲内であれば、そのために必要な条例・規則を制定し、財源を調達し、法律の認めている範囲内で公権力をもって事務を執行することができます。

2 一部事務組合の財務と会計

一部事務組合には、都道府県及び市町村に関する規定の準用があります（地方自治法第292条）。

また、財務の規定については、全て準用されると解されていることから、一般的には、会計の区分の規定（地方自治法第209条）についての準用があります。したがって、法令に特別会計を設けるべき旨の規定がある場合は格別、その他の場合は、一般会計であることは、普通地方公共団体の場合と同様です。

3 一部事務組合における消費税の課税関係

このように、一部事務組合の場合、会計については普通地方公共団体と同様と考えるべきものであり、消費税法の適用についても、基本的には普通地方公共団体と同様に解することとなります（消費税法第60条）。

ただし、普通地方公共団体において、本来、特別会計を設けて会計経理することとされている事業を一部事務組合において共同処理する場合には、当該事業を経理する一部事務組合の会計は、特別会計と考えるべきものであることから、消費税法施行令第72条第3項において、「当該事業は、同条（消費税法第60条）第1項本文の特別会計を設けて行う事業とみなす。」とされています。

ここで、特別会計を設けて行う事業とみなされる事業とは、

- ① 地方公営企業に係る事業
- ② 競馬等の公営競技の事業
- ③ 対価を得て資産の譲渡又は貸付けを主として行う事業

等が考えられます。このうち、地方公営企業は、地方公営企業法等により特別会計を設けて行うものとすることが定められていることから、一部事務組合においてこのような事業を共同処理する場合にも、当然に特別会計を設けて会計経理することとなります。このほか、消費税法施行令第72条第3項においては、②及び③の場合について特別会計を設けて行う事業とみなすこととされています。

なお、地方自治法第285条の一部事務組合が特別会計を設けて行う事業のうち、「対価を得て資産の譲渡又は貸付けを主として行う事業」以外の事業は、一般会計に係る事業とみなされます。この場合、「主として」行われる事業か否かは、その特別会計の総収入金額に占める資産の譲渡又は貸付けの対価の額が50%を超えているか否かにより判定します。

注
意

○ 国及び地方公共団体の e-Tax 義務化について

令和2年4月1日以降に開始する課税期間から、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）が行う消費税等の申告は、e-Taxにより提出することが義務付けられています。

「地方公共団体」には、都道府県や市町村の普通地方公共団体のほか、一部事務組合などの特別地方公共団体も含まれます。

したがって、消費税等の申告が必要な一部事務組合は、申告書及び添付書類（「付表」など）をe-Taxにより提出しなければなりません。（参照→P20「e-Tax義務化について」）

（問11）令和元年10月1日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合

Q 令和元年10月1日前に借入金等を財源として課税仕入れ（消費税率6.3%適用）を行い、当該借入金等の返済等のための補助金等が同日以後に交付された場合、当該補助金等が交付された課税期間における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算はどのようになりますか。

A 当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算においては、課税仕入れ等に係る特定収入に6.3/108を乗じて計算することとなります。

国、地方公共団体等に特定収入がある場合には、仕入控除税額の計算に当たって、その特定収入に係る課税仕入れ等の税額を調整することとされています（P4参照）。

令和元年10月1日以後に受け入れる特定収入に係る仕入控除税額の調整計算については、原則として消費

税率7.8%（軽減税率が適用される課税仕入れ等に係る支出のために充てられるものについては6.24%）を前提として調整（課税仕入れ等に係る特定収入に7.8 / 110又は6.24 / 108を乗じて計算）を行うこととなります。

また、平成26年4月1日から令和元年10月1日前に受け入れる特定収入及び同日以後に受け入れる特定収入のうち法令若しくは交付要綱等又は国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書（以下「法令等」といいます。）において旧税率適用課税仕入れ等（6.3%適用課税仕入れ等）に係る支出等のためにのみ使用することが明らかにされているものに係る仕入控除税額の調整計算については、原則として消費税率6.3%を前提として調整（課税仕入れ等に係る特定収入に6.3 / 108を乗じて計算）を行うこととなります。

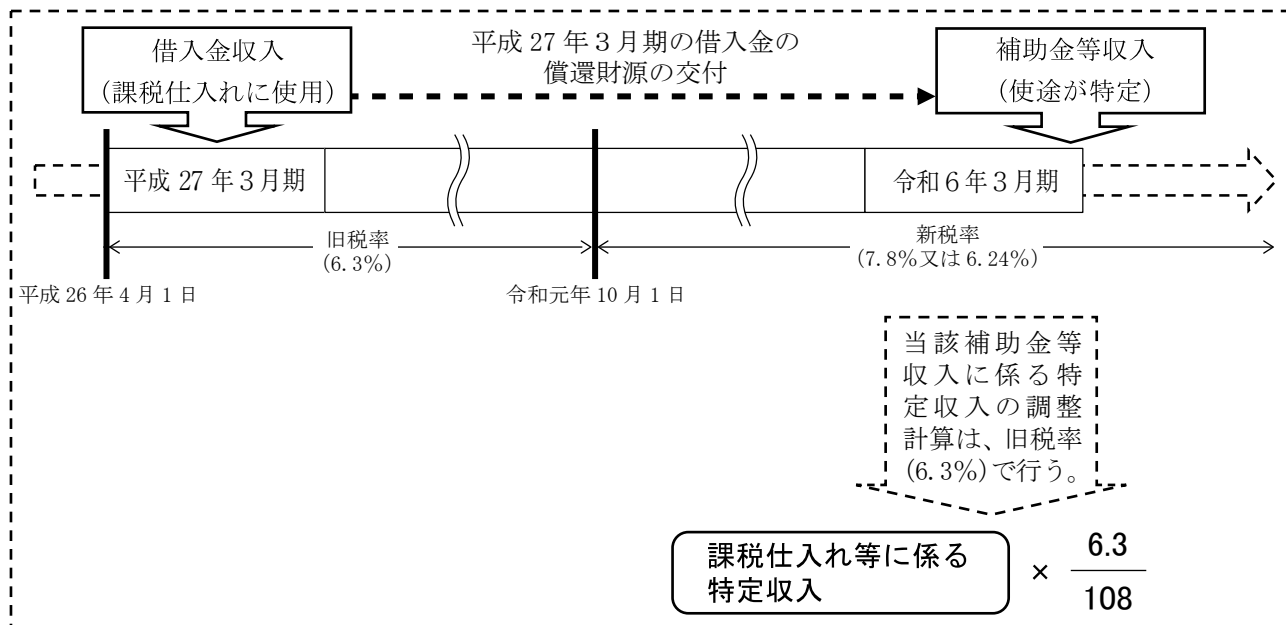
ところで、法令において返済又は償還のための補助金等が交付されることとなっていない借入金等（以下「借入金等」といいます。）を財源として課税仕入れ等を行い、後日、当該借入金等の返済等のための補助金等が交付された場合で、当該補助金等の交付要綱等に当該借入金等の返済等のための補助金等である旨が記載されているときは、当該補助金等は当該課税仕入れ等にのみ使用される収入として使途を特定することとなります（消費税法基本通達16-2-2(1)注書）。

したがって、例えば、令和元年10月1日前に借入金等を財源として課税仕入れ（消費税率6.3%適用）を行い、当該借入金等の返済等のための補助金等（交付要綱等で使途が特定されているものに限り）が同日以後に交付された場合には、当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算は、消費税率6.3%を前提として調整（課税仕入れ等に係る特定収入に6.3 / 108を乗じて計算）を行うこととなります*。

※ この方法で計算する場合には、旧税率（4%及び6.3%）を適用した取引がある場合の計算表（国税庁ホームページに掲載しています。）を使用してください。

（注）平成26年4月1日前に受け入れる特定収入及び同日以後に受け入れる特定収入のうち法令等において旧税率適用課税仕入れ等（4%適用課税仕入れ等）に係る支出等のためにのみ使用することが明らかにされているものに係る仕入控除税額の調整計算については、原則として消費税率4%を前提として調整（課税仕入れ等に係る特定収入に4 / 105を乗じて計算）を行うこととなります。

〔令和元年10月1日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合のイメージ〕



(問12) 適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより課税期間の途中から課税事業者となった場合における資産の譲渡等の時期の特例の適用について

Q 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（以下「平成28年改正法」といいます。）附則第44条第4項の規定の適用により、免税事業者である地方公共団体の特別会計等が課税期間の途中に適格請求書発行事業者の登録を受け、当該登録を受けた日（以下「登録開始日」といいます。）から課税事業者となる場合、登録開始日の属する課税期間中に行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等につき資産の譲渡等の時期の特例の適用を受ける場合には、登録開始日以前に行ったものも含め、当該課税期間中に行った全ての資産の譲渡等及び課税仕入れ等が会計年度の末日（登録開始日以後の日）に行われたものとして、当該課税期間の申告に含めることとなりますか。

A 当該課税期間の申告に含める資産の譲渡等及び課税仕入れ等は以下のとおりです。

国、地方公共団体、公共・公益法人等は、資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行った時期について、その対価を収納すべき又は費用の支払をすべき会計年度（課税期間）の末日に行われたものとしてすることができますが（P 3 参照）、平成28年改正法附則第44条第4項の適用により、免税事業者である地方公共団体の特別会計等が課税期間の途中に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録開始日から課税事業者となる場合、登録開始日の属する課税期間の初日から登録開始日の前日までの間（以下「免税期間」といいます。）に行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、資産の譲渡等の時期の特例を適用しない（会計年度の末日に行われたものとし）ことも認められます。

この場合、免税期間に行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等については、当該課税期間の申告に含めないこととなり、登録開始日の属する課税期間のうち当該登録開始日以後に行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等についてのみ、その対価を収納すべき又はその費用の支払をすべき会計年度の末日（課税事業者である日）に行われたものとし、当該課税期間の申告に含めることとなります。

(問13) 適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより課税期間の途中から課税事業者となった場合における仕入控除税額の計算の特例の適用について

Q 平成28年改正法附則第44条第4項の規定の適用により、免税事業者である地方公共団体の特別会計等が課税期間の途中に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録開始日から課税事業者となる場合、登録開始日の属する課税期間に受け入れた補助金等（不課税収入）については、登録開始日以前に受け入れたものも含め、特定収入に該当するものとして、仕入控除税額の計算の特例を適用することとなりますか。

A 仕入控除税額の計算の特例の適用に関しては、以下のとおりです。

国又は地方公共団体の特別会計や、公共・公益法人等において、課税仕入れ等を行った日の属する課税期間に特定収入があり、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額の調整計算を行うこととされていることから、免税事業者である地方公共団体の特別会計等が課税期間の途中に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録開始日から課税事業者となる場合であっても、登録開始日以前に受け入れた補助金等も含め、その用途の特定（特定収入に該当するかどうかの判定）を行う必要があります。

この点、質問の補助金等が、登録開始日の属する課税期間の初日から登録開始日の前日までの間（以下「免税期間」といいます。）に行われる課税仕入れ等に係る支出のためにのみ使用することとされている場合には、仕入税額控除の対象とならないものに用途が特定されていることから、登録開始日の前後のいずれにおいて受け入れたものであっても、原則として、特定収入には該当しないものとして取り扱います。

ただし、その地方公共団体の特別会計等が、免税期間に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について資産の譲渡等の時期の特例を適用している場合において、質問の補助金等が、資産の譲渡等の時期の特例によりその費用の支払をすべき会計年度の末日（課税事業者である日）に行われたものとされる課税仕入れ等に係る支出のためにのみ使用することとされている場合には、仕入税額控除の対象となるものに用途が特定されていることから、特定収入（課税仕入れ等に用途が特定された特定収入）に該当します。

また、質問の補助金等が、免税期間に行われる課税仕入れ等に用途が特定されていない場合には、登録開始日の前後のいずれにおいて受け入れたものであっても、特定収入（課税仕入れ等に用途が特定された特定収入又は用途不特定の特定収入）に該当します。

（注）1 上記の場合における用途の特定方法は、P 8 ①及び②の方法によります。

2 特定収入割合（P 4 参照）及び調整割合（P 12 参照）は、免税期間を含む登録開始日の属する課税期間中の全ての特定収入及び資産の譲渡等の対価の額に基づき、算定します。

Ⅲ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

事例 1

課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、
課税売上割合が95%以上の場合

〇〇市下水道事業特別会計（以下「当特別会計」といいます。）の当課税期間（令和5年4月1日～令和6年3月31日、以下同じです。）の課税売上高等の状況は次のとおりです。

なお、当特別会計は令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となり、それまでの間は課税事業者です。令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間に係る売上税額及び仕入税額の計算については割戻し計算（適用税率ごとの取引金額を割り戻して計算する方法）を適用しています。

また、課税売上げ及び課税仕入れの金額は、全て税込みの金額とします。

○当課税期間の課税売上げ等の状況

（単位：円）

項目	税率6.24% 適用分	税率7.8% 適用分	合計金額
① 下水道使用料収入（課税売上げ）	—	130,000,000	130,000,000
② 受益者負担金			
合理的な方法により課税仕入れに 使途が特定されたもの ^(注1)	1,760,000	28,240,000	30,000,000
合理的な方法により補償費（不課 税）に使途が特定されたもの			100,000
③ 預金利息収入（非課税売上げ）			100,000
④ 国庫補助金収入			
合理的な方法により課税仕入れに 使途が特定されたもの ^(注1)	1,160,000	18,840,000	20,000,000
交付要綱等において地方債の利子 の支払いに使途が特定されている もの			10,000,000
⑤ 一般会計繰入金			
合理的な方法により課税仕入れに 使途が特定されたもの ^(注1)	900,000	14,100,000	15,000,000
合理的な方法により人件費（通勤 手当を除く。）に使途が特定され たもの			25,000,000
⑥ 消費税及び地方消費税の還付金			250,000
⑦ 課税仕入れ	5,000,000	86,000,000	91,000,000
令和5年4月1日～令和5年9月 30日までの間の課税仕入れ及び令 和5年10月1日～令和6年3月31 日までの間の適格請求書発行事業 者からの課税仕入れ	4,000,000	80,000,000	84,000,000
令和5年10月1日～令和6年3月 31日までの間の適格請求書発行事業 者以外の者からの課税仕入れ（経過 措置(80%控除)の適用を受けるもの)	1,000,000	5,000,000	6,000,000
令和5年10月1日～令和6年3月 31日までの間の適格請求書発行事業 者以外の者からの課税仕入れ（経過 措置(80%控除)の適用を受けないもの) ^(注2)	—	1,000,000	1,000,000

(注1) 内訳に示す税率が適用される課税仕入れ等のみ使途が特定されている金額

(注2) 一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引に該当しないもの。

○前課税期間における補助金収入の状況

当特別会計は、前課税期間（令和4年4月1日～令和5年3月31日、以下同じです。）において国から補助金A及び補助金Bの交付を受けており、これらの補助金はいずれも「課税仕入れ等に係る特定収入」に該当するものとして、前課税期間において仕入控除税額の調整計算を行っていますが、当課税期間において、国に提出した実績報告書により次のとおりその用途を明らかにしました。

なお、当特別会計の前課税期間の課税売上高は5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上であり、前課税期間の仕入控除税額を「全額控除」により計算しています。また、調整割合は $\frac{60,000,000}{150,000,000}$ です。

<補助金A>

(単位：円)

項目	税率6.24% 適用分	税率7.8% 適用分	合計金額
① 補助金Aにより支出された課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）の合計額	—	20,000,000	20,000,000
② ①のうち、令和5年10月1日以降に適格請求書発行事業者以外 ^の 者から行った課税仕入れ（経過措置（80%控除）の適用を受けるもの）に係る支払対価の額	—	200,000	200,000

<補助金B>

(単位：円)

項目	税率6.24% 適用分	税率7.8% 適用分	合計金額
① 補助金Bにより支出された課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）の合計額	50,000	1,950,000	2,000,000
② ①のうち、令和5年10月1日以降に適格請求書発行事業者以外 ^の 者から行った課税仕入れ（経過措置（80%控除）の適用を受けないもの） ^(注) に係る支払対価の額	—	1,000,000	1,000,000
③ ①のうち、令和5年10月1日以降に適格請求書発行事業者以外 ^の 者から行った課税仕入れ（経過措置（80%控除）の適用を受けるもの）に係る支払対価の額	50,000	850,000	900,000

(注) 一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引に該当しないもの。

(1) 課税標準額

(下水道使用料収入)

$$130,000,000円 \times \frac{100}{110} = 118,181,818円$$

・・・計算表1①B、付表1-3①-1B、付表2-3①B、第二表⑥
→ 118,181,000円 (1,000円未満切捨て)
・・・付表1-3①B

(注) 事例の場合、軽減税率(6.24%)が適用された取引がないため、付表1-3①B欄の金額を付表1-3①C(第二表①、第一表①)欄に、付表1-3①-1B欄の金額を付表1-3①-1C(第二表⑦)欄にそれぞれ転記します。

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$118,181,000円 \times 7.8\% = 9,218,118円 \cdots \text{付表1-3②B、第二表⑩}$$

(注) 事例の場合、軽減税率(6.24%)が適用された取引がないため、付表1-3②B欄の金額を付表1-3②C(第二表⑩、第一表②)欄に転記します。

(3) 調整前の仕入控除税額の計算【計算表1を使用します】

調整前の仕入控除税額(特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額)を計算します。

イ 課税売上割合

$$\frac{118,181,818円^{(注1)}}{118,181,818円^{(注1)} + 100,000円^{(注2)}} = \frac{118,181,818円}{118,281,818円} = 99.91\% \geq 95\%$$

・・・付表2-3④・⑦・⑧、第一表⑮・⑯

(1)の金額)

(注1) 課税売上高(税抜き) = 118,181,818円・・・計算表1①C、付表2-3⑤C

(預金利息収入)

(注2) 非課税売上高 = 100,000円・・・計算表1④C、付表2-3⑥C

ロ 調整前の仕入控除税額

(イ) 経過措置(80%控除)の適用を受けない仕入控除税額

① 税率6.24%適用分

$$4,000,000円 \text{ (付表2-3⑨A)} \times \frac{6.24}{108} = 231,111円 \cdots \text{付表2-3⑩A}$$

② 税率7.8%適用分

$$80,000,000円 \text{ (付表2-3⑨B)} \times \frac{7.8}{110} = 5,672,727円 \cdots \text{付表2-3⑩B}$$

③ 合計額(①+②)

(税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)

$$231,111円 + 5,672,727円 = 5,903,838円 \cdots \text{付表2-3⑩C}$$

(ロ) 経過措置(80%控除)の適用を受ける仕入控除税額

① 税率6.24%適用分

(a) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額

$$1,000,000円 \cdots \text{付表2-3⑪A}$$

(b) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額

$$1,000,000円 \times \frac{6.24}{108} = 57,777円$$

$$57,777円 \times \frac{80}{100} = 46,221円 \cdots \text{付表2-3⑫A}$$

② 税率7.8%適用分

- (a) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額

$$5,000,000円 \cdots \text{付表2-3⑪B}$$

- (b) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額

$$5,000,000円 \times \frac{7.8}{110} = 354,545円$$

$$354,545円 \times \frac{80}{100} = 283,636円 \cdots \text{付表2-3⑫B}$$

③ 合計額 (①+②)

- (a) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24\%適用分)} \\ 1,000,000円 \end{array} + \begin{array}{l} \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 5,000,000円 \end{array} = 6,000,000円 \cdots \text{付表2-3⑬C}$$

- (b) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24\%適用分)} \\ 46,221円 \end{array} + \begin{array}{l} \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 283,636円 \end{array} = 329,857円 \cdots \text{付表2-3⑭C}$$

(ハ) 合計額 ((イ) + (ロ))

① 税率6.24%適用分

$$231,111円 + 46,221円 = 277,332円 \cdots \text{計算表5(1)①、付表2-3⑰A}$$

② 税率7.8%適用分

$$5,672,727円 + 283,636円 = 5,956,363円 \cdots \text{計算表5(1)①、付表2-3⑰B}$$

③ 合計額 (①+②)

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24\%適用分)} \\ 277,332円 \end{array} + \begin{array}{l} \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 5,956,363円 \end{array} = 6,233,695円 \cdots \text{付表2-3⑰C}$$

- ❖ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額が全額控除対象となりますから、付表2-3⑰欄の金額をそのまま付表2-3⑱欄に記載します。

設例の場合、課税期間中の課税売上高^(注)が5億円以下、かつ、課税売上割合が99.91…%ですので付表2-3⑰A欄の277,332円をそのまま付表2-3⑱A欄に、付表2-3⑰B欄の5,956,363円をそのまま付表2-3⑱B欄に、付表2-3⑰C欄の6,233,695円をそのまま付表2-3⑱C欄に記載します。

(注) 課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）の計算【計算表2～5を使用します】

イ 資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します（計算表2(1)を使用します。）

$$\begin{aligned} \text{特定収入の合計額} &= \text{（受益者負担金）} + \text{（国庫補助金収入）} + \text{（一般会計繰入金）} \\ &= 30,000,000\text{円} + 20,000,000\text{円} + 15,000,000\text{円} \\ &= 65,000,000\text{円} \cdots \text{計算表2(1)⑰A} \end{aligned}$$

(注) 次のものは「特定収入」に該当しません。

- 補助金等のうち、例えば、法令又は交付要綱等において地方債の利子の支払いに充てることとされているもの、合理的な方法により補償費（不課税）又は人件費（通勤手当を除く。）に用途が特定されたもの
- 消費税及び地方消費税の還付金（還付加算金を除く。）

ロ 特定収入割合の計算（計算表3を使用します。）

特定収入割合の計算を行い、特定収入に係る調整計算の可否を判定します。

$$\begin{aligned} \text{特定収入割合} &= \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額}^{(注)} + \text{特定収入の合計額}} \\ &= \frac{65,000,000\text{円} \text{（計算表2(1)⑰A）}}{\text{（118,181,818円} + 100,000\text{円）} \text{（計算表1⑥C）} + 65,000,000\text{円}} \end{aligned}$$

(注) 資産の譲渡等の対価の額の合計額 = 課税売上高（税抜き）+ 免税売上高 + 非課税売上高 + 国外売上高

$$\begin{aligned} &= \frac{65,000,000\text{円} \text{（計算表2(1)⑰A）}}{\text{（118,181,818円} + 100,000\text{円）} \text{（計算表1⑥C）} + 65,000,000\text{円}} \\ &= \frac{65,000,000\text{円}}{183,281,818\text{円}} = 35.5\% \text{（小数点第4位以下切上げ）} \cdots \text{計算表3④} \end{aligned}$$

→ 特定収入割合が 5%を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。

ハ 調整税額の計算（計算表4・5(1)を使用します。）

(イ) 税率6.24%適用分

- ① 課税仕入れ等にもみ用途が特定されている特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）に係る税額

$$3,820,000\text{円} \text{（計算表5(1)②）} \times \frac{6.24}{108} = 220,711\text{円} \cdots \text{計算表5(1)③}$$

- ② 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）

全ての特定収入の用途が課税仕入れ等にもみ特定されているので、計算表4による調整割合は0となり、①で計算した金額が調整税額となります。

$$220,711\text{円} \cdots \text{計算表5(1)⑨}$$

(ロ) 税率7.8%適用分

- ① 課税仕入れ等にもみ用途が特定されている特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）に係る税額

$$61,180,000\text{円} \text{（計算表5(1)④）} \times \frac{7.8}{110} = 4,338,218\text{円} \cdots \text{計算表5(1)⑤}$$

- ② 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）

全ての特定収入の用途が課税仕入れ等にもみ特定されているので、計算表4による調整割合は0となり、①で計算した金額が調整税額となります。

$$4,338,218\text{円} \cdots \text{計算表5(1)⑨}$$

5) 控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算【計算表5-2を使用します】

イ 取戻し対象特定収入の判定

前課税期間に交付を受けた補助金A及び補助金Bは、課税仕入れ等に係る特定収入であり、当課税期間に実績報告書により用途を明らかにしているため、補助金A及び補助金Bについて、それぞれ「取戻し対象特定収入」に該当するか（控除対象外仕入れに係る調整の対象となるか）どうかの判定を行います（補助金A、補助金Bのそれぞれについて計算表5-2(1)を使用して判定します）。

(イ) 補助金 A

補助金 A により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額

補助金 A により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額
200,000円 (計算表5-2(1)②)

$$= \frac{200,000}{20,000,000} \text{円 (計算表5-2(1)①)}$$

(注) 経過措置 (80%控除) の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額は、「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」に含まれます。

$$= 1\% \cdots \text{計算表5-2(1)③}$$

→ 5%以下のため、補助金 A は「取戻し対象特定収入」に該当しません。
よって、控除対象外仕入れに係る調整を行うことはできません。

(ロ) 補助金 B

補助金 B により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額

補助金 B により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額
1,900,000円 (計算表5-2(1)②)

$$= \frac{1,900,000}{2,000,000} \text{円 (計算表5-2(1)①)}$$

(注) 経過措置 (80%控除) の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額は、「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」に含まれます。

$$= 95\% \cdots \text{計算表5-2(1)③}$$

→ 5%を超えているため、補助金 B は「取戻し対象特定収入」に該当します。
よって、控除対象外仕入れに係る調整を行うことができます。

ロ 控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算 (計算表5-2(2)を使用します)

(イ) 「1 - 取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合」の計算

取戻し対象特定収入に該当する補助金 B の交付を受けた課税期間である前課税期間の調整割合

$$= \frac{60,000,000}{150,000,000} \cdots \text{計算表5-2(2)①}$$

$$1 - \frac{60,000,000}{150,000,000} \text{ (計算表5-2(2)①)} = \frac{90,000,000}{150,000,000} \cdots \text{計算表5-2(2)②}$$

(ロ) 経過措置 (80%控除) の適用を受けない控除対象外仕入れ

① 税率6.24%適用分

該当なし

② 税率7.8%適用分

控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 = 1,000,000円 \cdots 計算表5-2(2)⑤

$$1,000,000 \text{円 (計算表5-2(2)⑤)} \times \frac{7.8}{110} = 70,909 \text{円} \cdots \text{計算表5-2(2)⑥}$$

控除対象外仕入れに係る調整対象額

$$= 70,909 \text{円 (計算表5-2(2)⑥)} \times \frac{90,000,000}{150,000,000} \text{ (計算表5-2(2)②)}$$

$$= 42,545 \text{円} \cdots \text{計算表5-2(2)⑦}$$

(ハ) 経過措置 (80%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れ

① 税率6.24%適用分

控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 = 50,000円 \cdots 計算表5-2(2)⑧

$$50,000 \text{円 (計算表5-2(2)⑧)} \times \frac{6.24}{108} = 2,888 \text{円} \cdots \text{計算表5-2(2)⑨}$$

$$2,888 \text{円 (計算表5-2(2)⑨)} \times \frac{90,000,000}{150,000,000} \text{ (計算表5-2(2)②)} = 1,732 \text{円}$$

$$\cdots \text{計算表5-2(2)⑩}$$

控除対象外仕入れに係る調整対象額 = 1,732円 (計算表5-2(2)⑩) \times $\frac{20}{100}$

$$= 346 \text{円} \cdots \text{計算表5-2(2)⑬}$$

② 税率7.8%適用分

控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 = 850,000円・・・計算表5-2(2)⑩

850,000円 (計算表5-2(2)⑩) × $\frac{7.8}{110}$ = 60,272円・・・計算表5-2(2)⑪

60,272円 (計算表5-2(2)⑪) × $\frac{90,000,000円}{150,000,000円}$ (計算表5-2(2)②) = 36,163円
・・・計算表5-2(2)⑫

控除対象外仕入れに係る調整対象額 = 36,163円 (計算表5-2(2)⑫) × $\frac{20}{100}$
= 7,232円・・・計算表5-2(2)⑬

(二) 控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額

① 税率6.24%適用分

0円 (計算表5-2(2)⑦) + 346円 (計算表5-2(2)⑬) = 346円・・・計算表5-2(2)⑭

② 税率7.8%適用分

42,545円 (計算表5-2(2)⑦) + 7,232円 (計算表5-2(2)⑬) = 49,777円
・・・計算表5-2(2)⑮

(6) 控除対象仕入税額の計算【計算表5を使用します】

イ 税率6.24%適用分

(イ) 控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額

上記(5)の計算方法により算出した控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額を計算表5-2(2)⑮から転記します。

控除対象外仕入れに係る調整対象額 = 346円・・・計算表5(1)⑩

(ロ) 控除対象仕入税額

調整前の仕入控除税額に控除対象外仕入れに係る調整対象額を加算し、調整税額を差し引いて、控除対象仕入税額を算出します。

控除対象仕入税額 = $\frac{\text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(ハ)①)}}{277,332円} + \frac{\text{(6イ(イ)の金額)}}{346円} - \frac{\text{(4ハ(イ)②の金額)}}{220,711円}$
= 56,967円
・・・計算表5(1)⑩、付表2-3⑥A、付表1-3④A

ロ 税率7.8%適用分

(イ) 控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額

上記(5)の計算方法により算出した控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額を計算表5-2(2)⑮から転記します。

控除対象外仕入れに係る調整対象額 = 49,777円・・・計算表5(1)⑩

(ロ) 控除対象仕入税額

調整前の仕入控除税額に控除対象外仕入れに係る調整対象額を加算し、調整税額を差し引いて、控除対象仕入税額を算出します。

控除対象仕入税額 = $\frac{\text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(ハ)②)}}{5,956,363円} + \frac{\text{(6ロ(イ)の金額)}}{49,777円} - \frac{\text{(4ハ(ロ)②の金額)}}{4,338,218円} = 1,667,922円$
・・・計算表5(1)⑩、付表2-3⑥B、付表1-3④B

ハ 合計額 (イ+ロ)

(税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)

56,967円 + 1,667,922円 = 1,724,889円・・・付表2-3⑥C、付表1-3④C、第一表④

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

(課税標準に対する消費税額) (控除対象仕入税額)
 (2) (6)×
 9,218,118円 - 1,724,889円 = 7,493,229円
 7,493,229円 → 7,493,200円 (100円未満切捨て)
 ・ ・ ・ 付表1-3⑨・⑪、第一表⑨・⑱、第二表⑳・㉓

ロ 納付税額

(差引税額) (中間納付税額)
 7,493,200円 - 0円 = 7,493,200円 ・ ・ ・ 第一表㉑

ハ 地方消費税(譲渡割額)の納税額

(消費税の差引税額)
 7,493,200円 × $\frac{22}{78}$ = 2,113,466円
 2,113,466円 → 2,113,400円 (100円未満切捨て) ・ ・ ・ 付表1-3㉒、第一表㉔

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

(譲渡割額納税額) (中間納付税額)
 2,113,400円 - 0円 = 2,113,400円 ・ ・ ・ 第一表㉕

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

(消費税額) (地方消費税額)
 7,493,200円 + 2,113,400円 = 9,606,600円 ・ ・ ・ 第一表㉖

計算表1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内 容		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 C
		円	円	円
課税売上げ	通常の課税売上げ・ 役員への贈与及び低額譲渡 ①		118,181,818	118,181,818
	課税標準額に対する消費税 額の計算の特例適用の課税 売上げ ②			
免税売上げ(輸出取引等) ③				
非課税売上げ ④				100,000
国外における資産の譲渡等の対価の額 ⑤				
資産の譲渡等の対価の額の合計額 ⑥				計算表3①、計算表4①へ 118,281,818

- (注) 1 各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。
 2 各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。
 3 非課税売上げについては、譲渡の対価の額をそのまま記入してください(課税売上割合を計算する場合は異なります。)
 4 ②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成15年財務省令第92号)附則第2条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表 2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳書

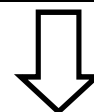
内 容	資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち 特定収入		A - (B + C) (「課税仕入れ等 に係る特定収入以外 の特定収入」)	
		A	B うち税率6.24%が 適用される課税 仕入れ等のみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等 に係る特定収入」)	C うち税率7.8%が 適用される課税 仕入れ等のみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等 に係る特定収入」)	D
		円	円	円	円
租 税 ①					
補助金・交付金等 ②	30,000,000	20,000,000	1,160,000	18,840,000	0
他会計からの繰入金 ③	40,000,000	15,000,000	900,000	14,100,000	0
寄 附 金 ④					
出資に対する配当金 ⑤					
保 険 金 ⑥					
損 害 賠 償 金 ⑦					
会 費 ・ 入 会 金 ⑧					
喜 捨 金 ⑨					
債 務 免 除 益 ⑩					
借 入 金 ⑪					
出 資 の 受 入 れ ⑫					
貸 付 回 収 金 ⑬					
受 益 者 負 担 金 ⑭	30,100,000	30,000,000	1,760,000	28,240,000	0
消 費 税 還 付 金 ⑮	250,000	0			0
⑯					
合 計 ⑰	100,350,000	65,000,000	3,820,000	61,180,000	0

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		等
資産の譲渡等の対価の額の合計額 (計算表1⑥C)	①	円 <i>118,281,818</i>
特定収入の合計額 (計算表2(1)⑰A)	②	<i>65,000,000</i>
分母の額 (①+②)	③	<i>183,281,818</i>
特定収入割合 (②÷③)	④	<i>35.5 %</i>

(注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。



○ 特定収入割合が	
・ 5%を超える場合	⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き「計算表4、5」の作成を行います。
・ 5%以下の場合	⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表4 調整割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額 (計算表1⑥C)	①	円 <i>118,281,818</i>
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入 (計算表2(1)⑰D)	②	<i>0</i>
分母の額 (①+②)	③	<i>118,281,818</i>
調整割合 $\left(\frac{\text{②の金額}}{\text{③の金額}} \right)$	④	計算表5(1)⑦、(2)⑱、(3)⑨へ <u><i>0</i></u> <i>118,281,818</i>

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表

(1) 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円 277,332	円 5,956,363
課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ使途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)⑩B）	②	3,820,000	/
②× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	220,711	/
課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ使途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)⑩C）	④	/	61,180,000
④× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤	/	4,338,218
①－③、①－⑤	⑥	①－③ 56,621	①－⑤ 1,618,145
調整割合（計算表4④）	⑦	$\frac{0}{118,281,818}$	
⑥×⑦（1円未満の端数切捨て）	⑧	0	0
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（③＋⑧、⑤＋⑧）	⑨	③＋⑧ 220,711	⑤＋⑧ 4,338,218
控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 （計算表5-2(2)⑩、計算表5-2(3)-1⑩、計算表5-2(4)-1⑩）（複数枚作成している場合は、全ての合計額）	⑩	346	49,777
控除対象仕入税額（①＋⑩－⑨）	⑪	56,967	1,667,922

(注) ⑥、⑧、⑨、⑪欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

○ 税率6.24%適用分の⑪欄の金額が

- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の②⑥A欄及び「申告書付表1-3」の④A欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の②⑦A欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

○ 税率7.8%適用分の⑪欄の金額が

- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の②⑥B欄及び「申告書付表1-3」の④B欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の②⑦B欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

計算表 5-2(1) 取戻し対象特定収入の判定表

この計算表による取戻し対象特定収入の判定は、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに行います。

課税仕入れ等に係る特定収入の種類・名称等	補助金A
課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

内 容	判 定
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	① 円 20,000,000
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額	② 200,000
取戻し対象特定収入の判定 (②÷①)	③ 1 %

計算表 5-2(1) 取戻し対象特定収入の判定表

この計算表による取戻し対象特定収入の判定は、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに行います。

課税仕入れ等に係る特定収入の種類・名称等	補助金B
課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

内 容	判 定
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	① 円 2,000,000
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額	② 1,900,000
取戻し対象特定収入の判定 (②÷①)	③ 95 %

計算表 5-2 (2) 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	①	$\frac{60,000,000}{150,000,000}$
1-①	②	$\frac{90,000,000}{150,000,000}$

28年改正法附則第52条第1項(80%控除)又は第53条第1項(50%控除)の規定の適用を受けない控除対象外仕入れ用			
内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	③		
③ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	④		
控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑤		円 1,000,000
⑤ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑥		70,909
控除対象外仕入れに係る調整対象額(④×②、⑥×②) (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑦	④×②	⑥×② 42,545

※ ③、⑤欄には、28年改正法附則第52条第1項又は第53条第1項の規定の適用を受けるものを含めず記載します。

28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れ用			
内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	⑧	50,000	
⑧ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	⑨	2,888	
28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑩		850,000
⑩ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑪		60,272
⑨×②、⑪×② (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑫	⑨×② 1,732	⑪×② 36,163
控除対象外仕入れに係る調整対象額(⑫× $\frac{20}{100}$) (1円未満の端数切捨て)	⑬	346	7,232

28年改正法附則第53条第1項(50%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れ用			
内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
28年改正法附則第53条第1項(50%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	⑭		
⑭ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	⑮		
28年改正法附則第53条第1項(50%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑯		
⑯ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑰		
⑮×②、⑰×② (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑱	⑮×②	⑰×②
控除対象外仕入れに係る調整対象額(⑱× $\frac{50}{100}$) (1円未満の端数切捨て)	⑲		

控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額(⑦+⑬+⑲)	⑳	346	49,777
-----------------------------	---	-----	--------

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和5・4・1～令和6・3・31		氏名又は名称		〇〇市下水道事業特別会計	
区分		税率 6.24 % 適用分 A		税率 7.8 % 適用分 B		合計 C (A+B)	
課税標準額		000		118,181,000		118,181,000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額		※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ	
① 1				118,181,818		118,181,818	
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額		※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑨欄へ		※第二表の⑩欄へ	
① 2							
消費税額		※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑬欄へ	
②				9,218,118		9,218,118	
控除過大調整税額		(付表2-3の⑳・㉔A欄の合計金額)		(付表2-3の⑳・㉔B欄の合計金額)		※第一表の⑬欄へ	
③							
控除対象仕入税額		(付表2-3の㉔A欄の金額)		(付表2-3の㉔B欄の金額)		※第一表の⑭欄へ	
④		56,967		1,667,922		1,724,889	
返還等に係る税額						※第二表の⑬欄へ	
⑤							
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額						※第二表の⑬欄へ	
⑤ 1							
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額		※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑬欄へ	
⑤ 2							
貸倒れに係る税額						※第一表の⑭欄へ	
⑥							
控除税額小計 (④+⑤+⑥)		56,967		1,667,922		1,724,889	
⑦						※第一表の⑭欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)						※第一表の⑮欄へ	
⑧							
差引税額 (②+③-⑦)						7,493,200	
⑨						※第一表の⑯欄へ	
地方消費税の課税標準額		控除不足還付税額 (⑧)		控除不足還付税額 (⑧)		※第一表の⑰欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉑及び㉒欄へ	
⑩							
差引税額 (⑨)						7,493,200	
⑪						※第一表の⑱欄へ ※第二表の㉑及び㉒欄へ	
還付額						⑩C欄×22/78 ※第一表の⑱欄へ	
⑫							
割納税額						⑪C欄×22/78 ※第一表の⑲欄へ	
⑬						2,113,400	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		令和5.4.1~令和6.3.31	氏名又は名称	〇〇市下水道事業特別会計
項目		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 (A+B) C
		円	円	円
課税売上額 (税抜き)	①		118,181,818	118,181,818
免税売上額	②			
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④			118,181,818
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤			118,181,818
非課税売上額	⑥			100,000
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	⑦			118,281,818
課税売上割合 (④ / ⑦)	⑧			[99.9%] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込)	⑨	4,000,000	80,000,000	84,000,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	231,111	5,672,727	5,903,838
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額 (税込)	⑪	1,000,000	5,000,000	6,000,000
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫	46,221	283,636	329,857
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭		(⑬B欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑮			
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰	277,332	5,956,363	6,233,695
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)	⑱	277,332	5,956,363	6,233,695
課5課95 税億税% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 合場 がは が合 控の 除調 税額 整 差 引	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲		
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑳		
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑱+(㉑×④/⑦)]	㉑		
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰×④/⑦)	㉒		
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓			
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔			
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕			
控除対象仕入税額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕]がプラスの時	㉖	56,967	1,667,922	1,724,889
控除過大調整税額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕]がマイナスの時	㉗			
貸倒回収に係る消費税額	㉘			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑩、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 3 ⑬及び⑭欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

課税標準額等の内訳書

整理番号	□□□□□□□□□□
------	------------

法人用

納税地	〇〇市〇〇区中央1-1-1 (電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)
(フリガナ)	マルマルシダスイドウジギョウトクベツカイケイ
法人名	〇〇市下水道事業特別会計
(フリガナ)	コウキョウ イチロウ
代表者氏名	公共 一郎

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52

第二表

自 令和 〇5年 〇4月 〇1日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 〇6年 〇3月 31日

(中間申告 自 令和 □□年□□月□□日)
 の場合の
 対象期間 至 令和 □□年□□月□□日)

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
※申告書(第一表)の①欄へ	□□□□□□□□□□	1 1 8 1 8 1 0 0 0 01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	□□□□□□□□□□	02
	4 % 適用分	③	□□□□□□□□□□	03
	6.3 % 適用分	④	□□□□□□□□□□	04
	6.24 % 適用分	⑤	□□□□□□□□□□	05
	7.8 % 適用分	⑥	□□□□□□□□□□	06
			⑦	1 1 8 1 8 1 8 1 8
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧	□□□□□□□□□□	11
	7.8 % 適用分	⑨	□□□□□□□□□□	12
		⑩	□□□□□□□□□□	13

消費税額	⑪	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円		
※申告書(第一表)の②欄へ	□□□□□□□□□□	9 2 1 8 1 1 8 21		
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	□□□□□□□□□□	22
	4 % 適用分	⑬	□□□□□□□□□□	23
	6.3 % 適用分	⑭	□□□□□□□□□□	24
	6.24 % 適用分	⑮	□□□□□□□□□□	25
	7.8 % 適用分	⑯	□□□□□□□□□□	26
			9 2 1 8 1 1 8	

返還等対価に係る税額	⑰	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円		
※申告書(第一表)の⑤欄へ	□□□□□□□□□□			
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	□□□□□□□□□□	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲	□□□□□□□□□□	33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	□□□□□□□□□□	41
	4 % 適用分	㉑	□□□□□□□□□□	42
	6.3 % 適用分	㉒	□□□□□□□□□□	43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	□□□□□□□□□□	44
			7 4 9 3 2 0 0	

(注1) ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
 (注2) ㉒～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

令和 年 月 日 取受印	〇〇 税務署長殿
納税地	〇〇市〇〇区中央1-1-1 (電話番号 00 - 0000 - 0000)
(フリガナ) 法人名	マルマルシゲスイドウジギョウトクベツカイケイ 〇〇市下水道事業特別会計
法人番号	1 〇 〇 〇 〇 〇 2 〇 〇 〇 〇 3 〇 〇 〇 〇
(フリガナ) 代表者氏名	コウキョウ イチロウ 公共 一郎

<input type="checkbox"/>	(個人の方) 振替継続希望
※ 所管	要否 整理号
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印	確認
指 導 年 月 日	相談 区分1 区分2 区分3
令和	

法人用
第一表

自 令和 05年04月01日
至 令和 06年03月31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十円	
課税標準額	①	118181000	03
消費税額	②	9218118	06
控除過大調整税額	③		07
控除	④	1724889	08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	1724889	
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧		13
差引税額(②+③-⑦)	⑨	7493200	15
中間納付税額	⑩		16
納付税額(⑨-⑩)	⑪	7493200	17
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫		18
この申告書が修正申告である場合	⑬		19
既確定税額	⑭		20
課税売上	⑮	118181818	21
譲渡割合	⑯	118281818	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
控除不足還付税額	⑱		52
差引税額	⑲	7493200	
譲渡割合	⑳	2113400	54
納付税額	㉑		55
中間納付譲渡割合	㉒		56
納付譲渡割合(㉑-㉒)	㉓	2113400	57
中間納付還付譲渡割合(㉒-㉑)	㉔		58
この申告書が修正申告である場合	㉕		59
既確定譲渡割合	㉖		
差引納付譲渡割合	㉗		00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉘	9606600	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	控除算方	<input type="checkbox"/>	個別対応方式			41
	税額方の法	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式			
項目	基準期間の課税売上高					98,457 千円
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	<input type="checkbox"/>				42
還す付るを金受融けよう等	銀行		本店・支店			
	金庫・組合		出張所			
	農協・漁協		本所・支所			
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号					
	郵便局名等					
<input type="checkbox"/>	(個人の方) 公金受取口座の利用					
※ 税務署整理欄						
税理士名						
	(電話番号)					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

事例 2

課税期間中の課税売上高が5億円超又は 課税売上割合が95%未満の場合

公益財団法人〇〇協会の当課税期間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の課税売上高等の状況は次のとおりです。

なお、公益財団法人〇〇協会は令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となり、それまでの間は課税事業者です。令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間に係る売上税額及び仕入税額の計算については割戻し計算を適用しています。

また、課税売上げ及び課税仕入れの金額は、全て税込みの金額とします。

○当課税期間の課税売上げ等の状況

（単位：円）

項目	税率6.24% 適用分	税率7.8% 適用分	合計金額
① 料金等収入（課税売上げ）	—	120,000,000	120,000,000
② 備品売却収入（課税売上げ）	—	4,000,000	4,000,000
③ 土地売却収入（非課税売上げ）			50,000,000
④ 預金利息収入（非課税売上げ）			1,500,000
⑤ 補助金収入			
交付要綱等において課税売上げにのみ要する課税仕入れに用途が特定されているもの ^(注1)	1,100,000	18,900,000	20,000,000
交付要綱等において課税売上げ及び非課税売上げに共通して要する課税仕入れに用途が特定されているもの ^(注1)	800,000	14,200,000	15,000,000
交付要綱等において人件費（通勤手当を除く。）に充てることとされているもの			10,000,000
⑥ 寄附金収入			3,000,000
⑦ 配当金収入（出資に対するもの）			1,000,000
⑧ 保険金収入			2,500,000
⑨ 課税仕入れ ^(注2)			
課税売上げにのみ要する課税仕入れ	3,100,000	47,400,000	50,500,000
課税売上げ及び非課税売上げに共通して要する課税仕入れ	3,130,000	26,870,000	30,000,000
非課税売上げにのみ要する課税仕入れ	770,000	3,730,000	4,500,000
（合計）	7,000,000	78,000,000	
⑩ 消費税の中間納付税額			761,900
⑪ 地方消費税の中間納付税額			214,800

（注1）内訳に示す税率が適用される課税仕入れ等にもみ用途が特定されている金額

（注2）令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間に係る課税仕入れは、全て適格請求書発行事業者からの課税仕入れです。

1 個別対応方式を採用している場合

(1) 課税標準額

$$\begin{aligned}
 & \text{(料金等収入)} \quad \text{(備品売却収入)} \\
 & (120,000,000\text{円} + 4,000,000\text{円}) \times \frac{100}{110} = 112,727,272\text{円} \\
 & \quad \cdot \cdot \cdot \text{計算表1①B、付表2-3①B、付表1-3①-1B、第二表⑥} \\
 & \rightarrow 112,727,000\text{円} \text{ (1,000円未満切捨て)} \\
 & \quad \cdot \cdot \cdot \text{付表1-3①B}
 \end{aligned}$$

（注）事例の場合、軽減税率（6.24%）が適用された取引がないため、付表1-3①B欄の金額を付表1-3①C（第二表①、第一表①）欄に、付表1-3①-1B欄の金額を付表1-3①-1C（第二表⑦）欄にそれぞれ転記します。

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$112,727,000円 \times 7.8\% = 8,792,706円$$

・・・付表1-3②B、第二表⑩

(注) 事例の場合、軽減税率(6.24%)が適用された取引がないため、付表1-3②B欄の金額を付表1-3②C(第二表⑩、第一表②)欄に転記します。

(3) 調整前の仕入控除税額の計算【計算表1を使用します】

調整前の仕入控除税額(特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額)を計算します。

○個別対応方式を採用した場合の調整前の仕入控除税額

調整前の仕入控除税額	=	課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額	+	課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の税額	×	課税売上割合
------------	---	----------------------	---	-------------------------------	---	--------

イ 課税売上割合

$$\frac{112,727,272円^{(注1)}}{112,727,272円^{(注1)} + 51,500,000円^{(注2)}} = \frac{112,727,272円}{164,227,272円} = 68.64... \% < 95\%$$

・・・計算表5(2)⑩、付表2-3④・⑦・⑧、第一表⑮・⑯

(1)の金額
(注1) 課税売上高(税抜き) = 112,727,272円・・・計算表1①C、付表2-3⑤C

(土地売却収入) (預金利息収入)
(注2) 非課税売上高 = 50,000,000円 + 1,500,000円 = 51,500,000円
・・・計算表1④C、付表2-3⑥C

ロ 調整前の仕入控除税額

(イ) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

① 税率6.24%適用分

$$3,100,000円 \times \frac{6.24}{108} = 179,111円 \dots \text{付表2-3⑯A}$$

② 税率7.8%適用分

$$47,400,000円 \times \frac{7.8}{110} = 3,361,090円 \dots \text{付表2-3⑯B}$$

③ 合計額(①+②)

(税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)
179,111円 + 3,361,090円 = 3,540,201円・・・付表2-3⑯C

(ロ) 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

記載省略

(ハ) 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の税額

① 税率6.24%適用分

$$3,130,000円 \times \frac{6.24}{108} = 180,844円 \dots \text{付表2-3⑳A}$$

② 税率7.8%適用分

$$26,870,000円 \times \frac{7.8}{110} = 1,905,327円 \dots \text{付表2-3⑳B}$$

③ 合計額(①+②)

(税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)
180,844円 + 1,905,327円 = 2,086,171円・・・付表2-3⑳C

- ② 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$800,000\text{円 (計算表 5 (2)④)} \times \frac{6.24}{108} = 46,222\text{円} \cdots \text{計算表 5 (2)⑤}$$

(課税売上割合・計算表 5 (2)⑩)

$$46,222\text{円} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 31,727\text{円} \cdots \text{計算表 5 (2)⑪}$$

- ③ 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（使途不特定の特定収入）に係る税額

$$303,244\text{円} - \left(\begin{array}{c} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(-)①)} \\ \text{(①の金額)} \end{array} 63,555\text{円} + \begin{array}{c} \text{(②の金額)} \\ \text{(②の金額)} \end{array} 31,727\text{円} \right) = 207,962\text{円}$$

\cdots \text{計算表 5 (2)⑫} \quad \cdots \text{計算表 5 (2)⑬}

$$207,962\text{円} \times \frac{6,500,000\text{円}}{170,727,272\text{円}} = 7,917\text{円} \cdots \text{計算表 5 (2)⑭}$$

(調整割合・計算表 5 (2)④)

- ④ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）（①+②+③）

$$63,555\text{円} + 31,727\text{円} + 7,917\text{円} = 103,199\text{円} \cdots \text{計算表 5 (2)⑯}$$

(①の金額) (②の金額) (③の金額)

- ⑤ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

$$\text{控除対象仕入税額} = \begin{array}{c} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(-)①)} \\ 303,244\text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(④の金額)} \\ 103,199\text{円} \end{array} = 200,045\text{円}$$

\cdots \text{計算表 5 (2)⑱、付表2-3⑳ A、付表1-3㉔ A}

(ロ) 税率7.8%適用分

- ① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$18,900,000\text{円 (計算表 5 (2)⑥)} \times \frac{7.8}{110} = 1,340,181\text{円} \cdots \text{計算表 5 (2)⑦}$$

- ② 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$14,200,000\text{円 (計算表 5 (2)⑧)} \times \frac{7.8}{110} = 1,006,909\text{円} \cdots \text{計算表 5 (2)⑨}$$

(課税売上割合・計算表 5 (2)⑩)

$$1,006,909\text{円} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 691,152\text{円} \cdots \text{計算表 5 (2)⑪}$$

- ③ 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（使途不特定の特定収入）に係る税額

$$4,668,925\text{円} - \left(\begin{array}{c} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(-)②)} \\ \text{(①の金額)} \end{array} 1,340,181\text{円} + \begin{array}{c} \text{(②の金額)} \\ \text{(②の金額)} \end{array} 691,152\text{円} \right) = 2,637,592\text{円}$$

\cdots \text{計算表 5 (2)⑫} \quad \cdots \text{計算表 5 (2)⑬}

$$2,637,592\text{円} \times \frac{6,500,000\text{円}}{170,727,272\text{円}} = 100,419\text{円} \cdots \text{計算表 5 (2)⑭}$$

(調整割合・計算表 5 (2)④)

- ④ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）（①+②+③）

$$1,340,181\text{円} + 691,152\text{円} + 100,419\text{円} = 2,131,752\text{円} \cdots \text{計算表 5 (2)⑯}$$

(①の金額) (②の金額) (③の金額)

- ⑤ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

$$\text{控除対象仕入税額} = \begin{array}{c} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(-)②)} \\ 4,668,925\text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(④の金額)} \\ 2,131,752\text{円} \end{array} = 2,537,173\text{円}$$

\cdots \text{計算表 5 (2)⑱、付表2-3⑳ B、付表1-3㉔ B}

(ハ) 控除対象仕入税額 ((イ) + (ロ))

(税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)
200,045円 + 2,537,173円 = 2,737,218円
・・・付表2-3⑯C、付表1-3④C、第一表④

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

(課税標準に対する消費税額) (控除対象仕入税額)
(2) (4)ハ(ハ)
8,792,706円 - 2,737,218円 = 6,055,488円
6,055,488円 → 6,055,400円 (100円未満切捨て)
・・・付表1-3⑨・⑪、第一表⑨・⑱、第二表⑳・㉓

ロ 納付税額

(差引税額) (中間納付税額)
6,055,400円 - 761,900円 = 5,293,500円・・・第一表⑩

ハ 地方消費税(譲渡割額)の納税額

(消費税の差引税額)
6,055,400円 × $\frac{22}{78}$ = 1,707,933円
1,707,933円 → 1,707,900円 (100円未満切捨て)・・・付表1-3⑬、第一表㉔

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

(譲渡割額納税額) (中間納付税額)
1,707,900円 - 214,800円 = 1,493,100円・・・第一表㉕

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

(消費税額) (地方消費税額)
5,293,500円 + 1,493,100円 = 6,786,600円・・・第一表㉖

計算表1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計
		A	B	C
		円	円	円
課税売上げ	通常の課税売上げ・ 役員への贈与及び低額譲渡	①	112,727,272	112,727,272
	課税標準額に対する消費税 額の計算の特例適用の課税 売上げ	②		
免税売上げ(輸出取引等)		③		
非課税売上げ		④		51,500,000
国外における資産の譲渡等の対価の額		⑤		
資産の譲渡等の対価の額の合計額		⑥		計算表3①、計算表4①へ 164,227,272

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳書

内 容	資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち 特定収入		A - (B + C) (「課税仕入れ等 に係る特定収入以外 の特定収入」)	
		A	B <small>うち税率6.24%が 適用される課税 仕入れ等のみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等 に係る特定収入」)</small>		C <small>うち税率7.8%が 適用される課税 仕入れ等のみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等 に係る特定収入」)</small>
		円	円	円	円
租 税	①				
補助金・交付金等	②	45,000,000	35,000,000	1,900,000	33,100,000
他会計からの繰入金	③				
寄 附 金	④	3,000,000	3,000,000		3,000,000
出資に対する配当金	⑤	1,000,000	1,000,000		1,000,000
保 険 金	⑥	2,500,000	2,500,000		2,500,000
損 害 賠 償 金	⑦				
会 費 ・ 入 会 金	⑧				
喜 捨 金	⑨				
債 務 免 除 益	⑩				
借 入 金	⑪				
出 資 の 受 入 れ	⑫				
貸 付 回 収 金	⑬				
	⑭				
	⑮				
	⑯				
合 計	⑰	51,500,000	41,500,000	1,900,000	33,100,000
			計算表3②へ	計算表5(1)②、(3)②へ	計算表5(1)④、(3)④へ
					計算表4②へ

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表 2 特定収入の金額及びその内訳書（個別対応方式用）

(2) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入、課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入の内訳書

※ この表は、課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合のみ、使用します。

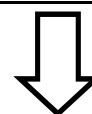
内 容		課税仕入れ等 (税率6.24%) に係る特定収入 (計算表 2 (1) B)	うち課税売 上げにのみ要す る課税仕入れ 等のみ使途 が特定されて いる特定収入 E	うち課税・非 課税売上げに 共通して要す る課税仕入れ 等のみ使途 が特定されて いる特定収入 F	課税仕入れ等 (税率7.8%) に係る特定収入 (計算表 2 (1) C)	うち課税売 上げにのみ要す る課税仕入れ 等のみ使途 が特定されて いる特定収入 G	うち課税・非 課税売上げに 共通して要す る課税仕入れ 等のみ使途 が特定されて いる特定収入 H
租 税	①						
補 助 金 ・ 交 付 金 等	②	1,900,000	1,100,000	800,000	33,100,000	18,900,000	14,200,000
他 会 計 か ら の 繰 入 金	③						
寄 附 金	④						
出 資 に 対 す る 配 当 金	⑤						
保 険 金	⑥						
損 害 賠 償 金	⑦						
会 費 ・ 入 会 金	⑧						
喜 捨 金	⑨						
債 務 免 除 益	⑩						
借 入 金	⑪						
出 資 の 受 入 れ	⑫						
貸 付 回 収 金	⑬						
	⑭						
	⑮						
	⑯						
合 計	⑰	1,900,000	1,100,000	800,000	33,100,000	18,900,000	14,200,000

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥C）	①	円 164,227,272
特定収入の合計額（計算表2(1)⑰A）	②	41,500,000
分母の額（①+②）	③	205,727,272
特定収入割合（②÷③）	④	20.2 %

(注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。



- 特定収入割合が
- ・ 5%を超える場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き「計算表4、5」の作成を行います。
 - ・ 5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表4 調整割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥C）	①	円 164,227,272
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（計算表2(1)⑰D）	②	6,500,000
分母の額（①+②）	③	170,727,272
調整割合 $\left(\frac{\text{②の金額}}{\text{③の金額}} \right)$	④	計算表5(1)⑦、(2)⑭、(3)⑨へ <u>6,500,000</u> 170,727,272

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表（個別対応方式用）

(2) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円 303,244	円 4,668,925
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩E）	②	1,100,000	/
②× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	63,555	/
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩F）	④	800,000	/
④× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤	46,222	/
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩G）	⑥	/	18,900,000
⑥× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑦	/	1,340,181
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩H）	⑧	/	14,200,000
⑧× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑨	/	1,006,909
課税売上割合（準ずる割合の承認を受けている場合はその割合）	⑩	112,727,272 164,227,272	/
⑤×⑩、⑨×⑩（いずれも1円未満の端数切捨て）	⑪	31,727	691,152
③+⑪、⑦+⑪	⑫	95,282	2,031,333
①-⑫	⑬	207,962	2,637,592
調整割合（計算表4④）	⑭	6,500,000 170,727,272	/
⑬×⑭（1円未満の端数切捨て）	⑮	7,917	100,419
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑫+⑮）	⑯	103,199	2,131,752
控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 （計算表5-2(2)⑳、計算表5-2(3)-1⑰、計算表5-2(4)-1⑱）（複数枚作成している場合は、全ての合計額）	⑰	/	/
控除対象仕入税額（①+⑰-⑯）	⑱	200,045	2,537,173

(注) ⑬、⑮、⑯、⑱欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

○ 税率6.24%適用分の⑱欄の金額が
 ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の⑳A欄及び「申告書付表1-3」の④A欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
 ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑A欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

○ 税率7.8%適用分の⑱欄の金額が
 ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄及び「申告書付表1-3」の④B欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
 ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和5・4・1~令和6・3・31		氏名又は名称		公益財団法人〇〇協会	
区分		税率 6.24 % 適用分 A		税率 7.8 % 適用分 B		合計 C (A+B)	
課税標準額		000		112,727,000		112,727,000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額		※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ	
①				112,727,272		112,727,272	
① 内 特定課税仕入れに係る支払対価の額		※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑧欄へ		※第二表の⑩欄へ	
①							
消費税額		※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑬欄へ	
②				8,792,706		8,792,706	
控除過大調整税額		(付表2-3の⑳・㉔A欄の合計金額)		(付表2-3の⑳・㉔B欄の合計金額)		※第一表の③欄へ	
③							
控除対象仕入税額		(付表2-3の㉔A欄の金額)		(付表2-3の㉔B欄の金額)		※第一表の④欄へ	
④		200,045		2,537,173		2,737,218	
⑤ 返還等対価に係る税額						※第二表の⑩欄へ	
⑤							
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額						※第二表の⑩欄へ	
⑤							
⑤ 内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額		※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑩欄へ		※第二表の⑩欄へ	
⑤							
⑥ 貸倒れに係る税額						※第一表の⑥欄へ	
⑥							
控除税額小計 (④+⑤+⑥)		200,045		2,537,173		2,737,218	
⑦						※第一表の⑦欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)						※第一表の⑧欄へ	
⑧							
差引税額 (②+③-⑦)						※第一表の⑨欄へ	
⑨						6,055,400	
地方消費税の課税標準額		控除不足還付税額 (⑧)				※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉑及び㉒欄へ	
⑩							
差引税額 (⑨)						※第一表の⑬欄へ ※第二表の㉑及び㉒欄へ	
⑪						6,055,400	
還付額						⑩C欄×22/78 ※第一表の⑬欄へ	
⑫							
納税額						⑪C欄×22/78 ※第一表の⑬欄へ	
⑬						1,707,900	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

課税期間		令和5・4・1～令和6・3・31	氏名又は名称	公益財団法人〇〇協会	
項目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
課税売上額(税抜き)	①		112,727,272	112,727,272	
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			112,727,272	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			112,727,272	
非課税売上額	⑥			51,500,000	
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			164,227,272	
課税売上割合(④/⑦)	⑧			[68.6%]	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	7,000,000	78,000,000	85,000,000	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	404,444	5,530,909	5,935,353	
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬				
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭				
課税貨物に係る消費税額	⑮				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯				
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰	404,444	5,530,909	5,935,353	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)	⑱				
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 ⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲	179,111	3,361,090	3,540,201	
⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑳	180,844	1,905,327	2,086,171	
個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 (㉑+⑳×④/⑦)	㉑	303,244	4,668,925	4,972,169	
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑰×④/⑦)	㉒				
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔				
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕				
控除対象仕入税額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕]がプラスの時	㉖	200,045	2,537,173	2,737,218	
控除超過大調整税額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕]がマイナスの時	㉗				
貸倒回収に係る消費税額	㉘				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑩、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
3 ⑪及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

課税標準額等の内訳書

整理番号

法人用

納税地	〇〇区〇〇3-1-1 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	コウエキザイダンホウジン マルマルキョウカイ
法人名	公益財団法人 〇〇協会
(フリガナ)	ザイダン イチロウ
代表者氏名	財団 一郎

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52

第二表

自 令和 05年04月01日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 06年03月31日

(中間申告 自 令和 年月日)
 の場合の
 対象期間 至 令和 年月日)

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十兆千百十億千百万千百十一円	01
※申告書(第一表)の①欄へ		112727000	

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④		04
	6.24%適用分	⑤		05
	7.8%適用分	⑥	112727272	06
		⑦	112727272	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧		11
	7.8%適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪	8792706	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3%適用分	⑫		22
	4%適用分	⑬		23
	6.3%適用分	⑭		24
	6.24%適用分	⑮		25
	7.8%適用分	⑯	8792706	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	6055400	41
	4%適用分	㉑		42
	6.3%適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	6055400	44

(注1) ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
 (注2) ㉒～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

令和 年 月 日	〇〇 税務署長殿
納税地	〇〇区〇〇3-1-1 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	コウエキザイダンホウジン マルマルキョウカイ
法人名	公益財団法人 〇〇協会
法人番号	1〇〇〇〇〇3〇〇〇〇2〇〇〇
(フリガナ)	ザイダン イチロウ
代表者氏名	財団 一郎

<input type="checkbox"/>	(個人の方) 振替継続希望
※	所管 要否 整理番号
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印	確認
指 導 年 月 日	相談 区分1 区分2 区分3
令和	

法人用

第一表

自 令和 05年04月01日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 06年03月31日

中間申告 自 令和 年 月 日
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十円	
課税標準額	①	112727000	03
消費税額	②	8792706	06
控除過大調整税額	③		07
控除	④	2737218	08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計	⑦	2737218	
控除不足還付税額	⑧		13
差引税額	⑨	6055400	15
中間納付税額	⑩	761900	16
納付税額	⑪	5293500	17
中間納付還付税額	⑫		18
この申告書が修正申告である場合	⑬		19
差引納付税額	⑭		20
課税売上	⑮	112727272	21
割合	⑯	164227272	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
差引税額	⑱	6055400	52
譲渡割額	⑲		53
納付税額	⑳	1707900	54
中間納付譲渡割額	㉑	214800	55
納付譲渡割額	㉒	1493100	56
中間納付還付譲渡割額	㉓		57
この申告書が修正申告である場合	㉔		58
差引納付譲渡割額	㉕		59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	6786600	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	控除算方	<input type="checkbox"/>	個別対応方式			41
	税額方の法	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式			
事項	基準期間の課税売上高	109,523 千円				
	<input type="checkbox"/>	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)				42
還す付るを金受融けよう等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
<input type="checkbox"/>	(個人の方) 公金受取口座の利用					
※	税務署整理欄					
税理士名	公益 太郎					
	(電話番号 03 - 0000 - 0000)					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

2 一括比例配分方式を採用している場合

(1) 課税標準額

（個別対応方式を採用している場合（P46(1)）と同様です。）
→ 112,727,000円

(2) 課税標準額に対する消費税額

（個別対応方式を採用している場合（P47(2)）と同様です。）
→ 8,792,706円

(3) 調整前の仕入控除税額の計算【計算表1を使用します】

イ 課税売上割合

（個別対応方式を採用している場合（P47(3)イ）と同様です。）
$$\frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 68.64\dots\% < 95\%$$

ロ 調整前の仕入控除税額

(イ) 課税仕入れに係る消費税額

① 税率6.24%適用分

$$7,000,000\text{円} \times \frac{6.24}{108} = 404,444\text{円} \dots \text{付表2-3⑩A}$$

② 税率7.8%適用分

$$78,000,000\text{円} \times \frac{7.8}{110} = 5,530,909\text{円} \dots \text{付表2-3⑩B}$$

③ 合計額 (①+②)

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24\%適用分)} \quad \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 404,444\text{円} + 5,530,909\text{円} = 5,935,353\text{円} \dots \text{付表2-3⑩C} \end{array}$$

(ロ) 一括比例配分方式による仕入控除税額

① 税率6.24%適用分

$$\begin{array}{l} \text{((イ)①の金額)} \quad \text{(課税売上割合)} \\ 404,444\text{円} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 277,614\text{円} \\ \dots \text{計算表5(3)①、付表2-3⑫A} \end{array}$$

② 税率7.8%適用分

$$\begin{array}{l} \text{((イ)②の金額)} \quad \text{(課税売上割合)} \\ 5,530,909\text{円} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 3,796,472\text{円} \\ \dots \text{計算表5(3)①、付表2-3⑫B} \end{array}$$

③ 合計額 (①+②)

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24\%適用分)} \quad \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 277,614\text{円} + 3,796,472\text{円} = 4,074,086\text{円} \dots \text{付表2-3⑫C} \end{array}$$

(4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）の計算【計算表2～5を使用します】

イ 資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します（計算表2(1)を使用します。）

個別対応方式を採用している場合（P48(4)イ）と同様です。
→ 特定収入の合計額 = 41,500,000円

ロ 特定収入割合の計算（計算表3を使用します。）

個別対応方式を採用している場合（P48(4)ロ）と同様です。
 $\frac{41,500,000\text{円}}{205,727,272\text{円}} = 20.2\%$ （小数点第4位以下切上げ）
→ 特定収入割合が5%を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。

ハ 調整後税額の計算（計算表4・5(3)を使用します。）

個別対応方式を採用している場合（P48(4)ハ）と同様です。
調整割合 = $\frac{6,500,000}{170,727,272}$

(イ) 税率6.24%適用分

① 課税仕入れ等にもみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$1,900,000\text{円 (計算表5(3)②)} \times \frac{6.24}{108} = 109,777\text{円} \cdots \text{計算表5(3)③}$$

(課税売上割合・計算表5(3)⑥)

$$109,777\text{円 (計算表5(3)③)} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 75,352\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑦}$$

② 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（使途不特定の特定収入）に係る税額

$$\begin{aligned} & \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(イ)①)} \quad \text{(①の金額)} \\ & 277,614\text{円} - 75,352\text{円} = 202,262\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑧} \end{aligned}$$

(調整割合・計算表5(3)⑨)

$$202,262\text{円} \times \frac{6,500,000\text{円}}{170,727,272\text{円}} = 7,700\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑩}$$

③ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）(①+②)

$$\begin{aligned} & \text{(①の金額)} \quad \text{(②の金額)} \\ & 75,352\text{円} + 7,700\text{円} = 83,052\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑪} \end{aligned}$$

④ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

$$\begin{aligned} & \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(イ)①)} \quad \text{(③の金額)} \\ & \text{控除対象仕入税額} = 277,614\text{円} - 83,052\text{円} = 194,562\text{円} \\ & \cdots \text{計算表5(3)⑬、付表2-3⑯A、付表1-3④A} \end{aligned}$$

(ロ) 税率7.8%適用分

① 課税仕入れ等にもみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$33,100,000\text{円 (計算表5(3)④)} \times \frac{7.8}{110} = 2,347,090\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑤}$$

(課税売上割合・計算表5(3)⑥)

$$2,347,090\text{円 (計算表5(3)⑤)} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 1,611,066\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑦}$$

② 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（使途不特定の特定収入）に係る税額

$$\begin{array}{l} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(㊦)②)} \quad \text{(①の金額)} \\ 3,796,472\text{円} - 1,611,066\text{円} = 2,185,406\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑧} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{(調整割合・計算表5(3)⑨)} \\ 2,185,406\text{円} \times \frac{6,500,000\text{円}}{170,727,272\text{円}} = 83,203\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑩} \end{array}$$

③ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）（①+②）

$$\begin{array}{l} \text{(①の金額)} \quad \text{(②の金額)} \\ 1,611,066\text{円} + 83,203\text{円} = 1,694,269\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑪} \end{array}$$

④ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

$$\begin{array}{l} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(㊦)②)} \quad \text{(③の金額)} \\ \text{控除対象仕入税額} = 3,796,472\text{円} - 1,694,269\text{円} = 2,102,203\text{円} \\ \cdots \text{計算表5(3)⑬、付表2-3⑳B、付表1-3④B} \end{array}$$

(ハ) 合計額 ((イ) + (ロ))

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24%適用分)} \quad \text{(税率7.8%適用分)} \\ 194,562\text{円} + 2,102,203\text{円} = 2,296,765\text{円} \\ \cdots \text{付表2-3⑳C、付表1-3④C、第一表④} \end{array}$$

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

$$\begin{array}{l} \text{(課税標準に対する消費税額)} \quad \text{(控除対象仕入税額)} \\ \text{(2)} \quad \text{(4)ハ(ハ)} \\ 8,792,706\text{円} - 2,296,765\text{円} = 6,495,941\text{円} \\ 6,495,941\text{円} \rightarrow 6,495,900\text{円} \text{ (100円未満切捨て)} \\ \cdots \text{付表1-3⑨・⑪、第一表⑨・⑱、第二表⑳・㉓} \end{array}$$

ロ 納付税額

$$\begin{array}{l} \text{(差引税額)} \quad \text{(中間納付税額)} \\ 6,495,900\text{円} - 761,900\text{円} = 5,734,000\text{円} \cdots \text{第一表⑩} \end{array}$$

ハ 地方消費税（譲渡割額）の納税額

$$\begin{array}{l} \text{(消費税の差引税額)} \\ 6,495,900\text{円} \times \frac{22}{78} = 1,832,176\text{円} \\ 1,832,176\text{円} \rightarrow 1,832,100\text{円} \text{ (100円未満切捨て)} \cdots \text{付表1-3⑬、第一表⑳} \end{array}$$

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

$$\begin{array}{l} \text{(譲渡割額納税額)} \quad \text{(中間納付税額)} \\ 1,832,100\text{円} - 214,800\text{円} = 1,617,300\text{円} \cdots \text{第一表㉑} \end{array}$$

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

$$\begin{array}{l} \text{(消費税額)} \quad \text{(地方消費税額)} \\ 5,734,000\text{円} + 1,617,300\text{円} = 7,351,300\text{円} \cdots \text{第一表㉒} \end{array}$$

計算表1～4については個別対応方式を採用している場合の記載（計算表1についてはP50、計算表2(1)についてはP51、計算表3・4についてはP53）を参照してください。

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表（一括比例配分方式用）

(3) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円 277,614	円 3,796,472
課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ用途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)⑩B）	②	1,900,000	/
②× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	109,777	/
課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ用途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)⑩C）	④	/	33,100,000
④× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤	/	2,347,090
課税売上割合	⑥	$\frac{112,727,272}{164,227,272}$	
③×⑥、⑤×⑥（いずれも1円未満の端数切捨て）	⑦	③×⑥ 75,352	⑤×⑥ 1,611,066
①－⑦	⑧	202,262	2,185,406
調整割合（計算表4④）	⑨	$\frac{6,500,000}{170,727,272}$	
⑧×⑨（1円未満の端数切捨て）	⑩	7,700	83,203
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑦＋⑩）	⑪	83,052	1,694,269
控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 （計算表5-2(2)⑳、計算表5-2(3)-1⑮、計算表5-2(4)-1⑩）（複数枚作成している場合は、全ての合計額）	⑫		
控除対象仕入税額（①＋⑫－⑪）	⑬	194,562	2,102,203

(注) ⑧、⑩、⑪、⑬欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

○ 税率6.24%適用分の⑬欄の金額が

- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の⑳A欄及び「申告書付表1-3」の④A欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑A欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

○ 税率7.8%適用分の⑬欄の金額が

- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄及び「申告書付表1-3」の④B欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和5・4・1～令和6・3・31	氏名又は名称	公益財団法人〇〇協会
区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額	①	000	112,727,000	112,727,000
課税資産の譲渡等の対価の額	①		112,727,272	112,727,272
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①			
消費税額	②		8,792,706	8,792,706
控除過大調整税額	③			
控除対象仕入税額	④	194,562	2,102,203	2,296,765
返還等に係る税額	⑤			
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤			
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤			
貸倒れに係る税額	⑥			
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	194,562	2,102,203	2,296,765
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			6,495,900
地方消費税の課税標準額	⑩			
控除不足還付税額 (⑧)	⑩			
差引税額 (⑨)	⑪			6,495,900
還付額	⑫			
割納税額	⑬			1,832,100

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

課税期間		令和5・4・1~令和6・3・31	氏名又は名称	公益財団法人〇〇協会	
項目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
		円	円	円	
課税売上額(税抜き)	①		112,727,272	112,727,272	
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			112,727,272	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			112,727,272	
非課税売上額	⑥			51,500,000	
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			164,227,272	
課税売上割合(④/⑦)	⑧			[68.6%]	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	7,000,000	78,000,000	85,000,000	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	404,444	5,530,909	5,935,353	
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬				
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭		(⑬B欄×7.8/100)		
課税貨物に係る消費税額	⑮				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰	404,444	5,530,909	5,935,353	
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑰の金額)	⑱				
課5課95税億税% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 合場 がは が合 控の 除調 税 額整	個別対応方式	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑱		
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦)	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑲		
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑱)+(⑲×④/⑦)]	⑲		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦)	⑲	277,614	3,796,472	4,074,086	
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑				
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉒				
控除対象仕入税額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉓±㉔±㉕]がプラスの時	㉓	194,562	2,102,203	2,296,765	
控除過大調整税額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉓±㉔±㉕]がマイナスの時	㉔				
貸倒回収に係る消費税額	㉕				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑩、⑪及び⑬欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 3 ⑪及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

課税標準額等の内訳書

整理番号	□□□□□□□□□□
------	------------

法人用

納税地	〇〇区〇〇3-1-1 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	コウエキザイダンホウジン マルマルキョウカイ
法人名	公益財団法人 〇〇協会
(フリガナ)	ザイダン イチロウ
代表者氏名	財団 一郎

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38② 52

第二表

自 令和 05年04月01日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 06年03月31日

(中間申告 自 令和 □□年□□月□□日)
 の場合の
 対象期間 至 令和 □□年□□月□□日)

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	01
※申告書(第一表)の①欄へ		1 1 2 7 2 7 0 0 0	

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥	1 1 2 7 2 7 2 7 2	06
		⑦	1 1 2 7 2 7 2 7 2	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪	8 7 9 2 7 0 6	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮		25
	7.8 % 適用分	⑯	8 7 9 2 7 0 6	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	6 4 9 5 9 0 0	41
	4 % 適用分	㉑		42
	6.3 % 適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	6 4 9 5 9 0 0	44

(注1) ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
 (注2) ㉒～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

令和 年 月 日	〇〇 税務署長殿
納税地	〇〇区〇〇3-1-1 (電話番号 03-0000-0000)
(フリガナ)	コウエキザイダンホウジン マルマルキョウカイ
法人名	公益財団法人 〇〇協会
法人番号	1〇〇〇〇〇3〇〇〇〇2〇〇〇
(フリガナ)	ザイダン イチロウ
代表者氏名	財団 一郎

<input type="checkbox"/>	(個人の方) 振替継続希望
※	所管 要否 整理番号
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印	確認
指 導 年 月 日	相談 区分1 区分2 区分3
令和	

法人用

第一表

自 令和 05年04月01日
至 令和 06年03月31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十円	
課税標準額	①	112727000	03
消費税額	②	8792706	06
控除過大調整税額	③		07
控除	④	2296765	08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計	⑦	2296765	
控除不足還付税額	⑧		13
差引税額	⑨	6495900	15
中間納付税額	⑩	761900	16
納付税額	⑪	5734000	17
中間納付還付税額	⑫		18
この申告書が修正申告である場合	⑬		19
差引納付税額	⑭		20
課税売上	⑮	112727272	21
割合	⑯	164227272	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税	⑰		51
差引税額	⑱	6495900	52
譲渡割額	⑲		53
納税額	⑳	1832100	54
中間納付譲渡割額	㉑	214800	55
納付譲渡割額	㉒	1617300	56
中間納付還付譲渡割額	㉓		57
この申告書が修正申告である場合	㉔		58
差引納付譲渡割額	㉕		59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	7351300	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	控除算方	<input type="checkbox"/>	個別対応方式			41
	税額方の法	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式			
項目	基準期間の課税売上高				109,523 千円	
	<input type="checkbox"/>	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)				42
還す付るを金受融けよう等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
<input type="checkbox"/>	(個人の方) 公金受取口座の利用					
※	税務署整理欄					
税理士名	公益 太郎					
	(電話番号 03-0000-0000)					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表1～5-2」は国税庁ホームページ（国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税）からダウンロードすることができます。

参考

消費税及び地方消費税の申告書（一般用）
への転記項目一覧

上記事例1及び事例2の(1)～(5)で計算した金額はそれぞれの箇所ですした「計算表」、「付表」及び「申告書」の各欄にそれぞれ転記しますが、「付表」と「申告書」の転記関係をまとめると次のようになります。

○申告書第二表

申告書第二表の記載項目			転記元項目
課税標準額	①		付表1-3 ①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表1-3 ①-1 A欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表1-3 ①-1 B欄の金額
		⑦	付表1-3 ①-1 C欄の金額
消費税額	⑪		付表1-3 ②C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮	付表1-3 ②A欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表1-3 ②B欄の金額
返還等対価に係る税額	⑰		付表1-3 ⑤C欄の金額
売上げの返還等対価に係る税額	⑱		付表1-3 ⑤-1 C欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表1-3 ⑩欄（プラスの場合） 又は⑩欄（マイナスの場合）の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表1-3 ⑩欄（プラスの場合） 又は⑩欄（マイナスの場合）の金額

○申告書第一表

申告書第一表の記載項目			転記元項目
課税標準額	①		申告書第二表①欄の金額
消費税額	②		申告書第二表⑪欄の金額
控除過大調整税額	③		付表1-3 ③C欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表1-3 ④C欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表1-3 ⑥C欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表1-3 ⑦C欄の金額
控除不足還付税額	⑧		付表1-3 ⑧欄の金額
差引税額	⑨		付表1-3 ⑨欄の金額
課税割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	付表2-3 ④欄の金額
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	付表2-3 ⑦欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表1-3 ⑩欄の金額
	差引税額	⑱	付表1-3 ⑩欄の金額
譲渡割額	還付額	⑲	付表1-3 ⑫欄の金額
	納税額	㉓	付表1-3 ⑬欄の金額

《参考》 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について（令和5年10月1日～）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されています。

適格請求書等保存方式の下では、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）等と帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

1 適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類する書類をいいます。なお、その書類の様式や名称は問いません（そのため、国・地方公共団体においては納入通知書や水道事業の検針票等をインボイスとすることができます。）。また、適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ（電子インボイス））を提供することも可能です。

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。この登録は、課税事業者であれば受けることができます。

国・地方公共団体においても、課税資産の譲渡等を行った相手方から「適格請求書」の交付を求められることがあるため、必要に応じ、一般会計又は特別会計ごとに「適格請求書発行事業者」の登録を要することになります。

※ 国・地方公共団体が「適格請求書」を交付しなければ、その取引の相手方（課税事業者）は原則として、消費税の仕入税額控除を受けることができないこととなります。

※ 国・地方公共団体が用いる登録番号は次のとおりです。

	一般会計	特別会計
国	財務省の登録番号（T8000012050001）	会計ごとに登録申請し、付番された番号
地方公共団体	自治体ごとに登録申請し、付番された番号	

（注）特別会計が複数ある場合には、個々の特別会計ごとに登録が必要です。

2 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

記載事項は、以下のとおりです。

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）	③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、駐車場業に係る取引については、適格請求書に代えて交付することができます。

請求書 (株)〇〇御中 → △△商事(株) 登録番号 TO12345...
11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象 80,000円		消費税 8,000円
8%対象 40,000円		消費税 3,200円

※ 軽減税率対象

スーパー〇〇 東京都... 登録番号 T12345...
××年3月1日

領収証

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
お預り		¥1,000
※ 軽減税率対象 お釣		¥126

※ 両方記載することも可能

3 適格請求書発行事業者の義務（売手の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、原則、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます*。

※ 売手（適格請求書発行事業者）は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先（課税事業者）から求められた場合には、適格請求書を交付しなければなりません。なお、書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできます。

4 仕入税額控除の要件（買手の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

■ 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、適格請求書等保存方式の開始前と同様です。

請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、売手が交付する適格請求書や適格簡易請求書、買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方において、課税資産の譲渡等に該当するもので、相手方の確認を受けたもの）、これらに係る電磁的記録などが含まれます。

5 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、以下の①又は②を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割り戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

6 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられない場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

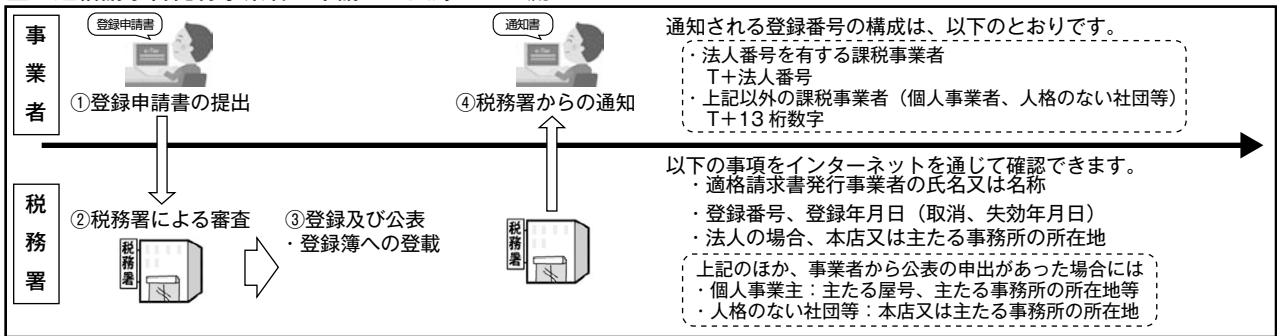
なお、2割特例は、適格請求書等保存方式を機に免税事業者から課税事業者になった事業者に適用されるため、適格請求書発行事業者ではない課税事業者や基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者などの適格請求書等保存方式とは関係なく課税事業者となる者については、2割特例の適用はありません。

また、2割特例の適用を受ける場合には、仕入控除税額の調整計算を行う必要はありません。

7 適格請求書発行事業者の登録申請

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。

適格請求書発行事業者の申請から登録までの流れ



免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者として登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、この経過措置の適用を受ける場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません（登録申請書のみ提出します）。

※ 一般会計は、免税事業者には該当しないことから、いつ登録を受ける場合であっても登録申請書のみ提出することとなります。

新たに特別会計等を設置した場合

新たに特別会計等を設置した場合には、当該特別会計等の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられています。

ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期にインボイスを交付するためには、設置日以後速やかに登録申請を行い、登録番号の通知を受ける必要があることに留意してください（特別会計等の設置日前に登録申請書を提出することはできません。）。

適格請求書発行事業者となった場合の留意点

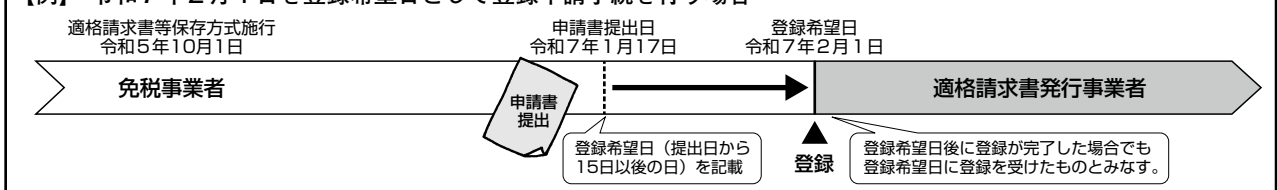
基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、申告が必要です。

※ 一般会計は、適格請求書発行事業者となった場合でも申告の必要はありません。

経過措置の適用により登録を受ける場合における登録を希望する日の記載

経過措置の適用により、適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出日から15日以後の登録を受ける日として事業者が希望する日（以下「登録希望日」といいます。）を記載します。この場合、その登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

【例】令和7年2月1日を登録希望日として登録申請手続を行う場合



○ 詳しくは、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご参照ください。特設サイトでは、各種リーフレットやQ&Aを掲載しています。また、総務省ホームページに掲載している「地方公共団体におけるインボイス対応Q&A【未定稿】」もご参照ください。

国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税

索引

あ 行		人件費補助金……………	6, 24
預り金……………	6	申告期限……………	19
一部事務組合……………	25	出納整理期間……………	3
一括比例配分方式……………	11,14,18,59	政党又は一定の政治団体……………	1
一般会計……………	1, 2	租税……………	4, 6
インボイス制度……………	68	損益的取引……………	9
か 行		た 行	
会計単位……………	2, 25	地縁による団体……………	1
会費……………	4, 6	地方公営企業……………	3, 9, 19
貸付回収金……………	6	調整前の仕入控除税額……………	11
課税仕入れ等に係る特定収入……………	6	調整割合……………	12
課税仕入れ等の時期……………	3	帳簿の記載事項……………	20
課税事業者の選択……………	2	帳簿の保存……………	20
借入金等……………	6, 7	貯金……………	6
借入金等返済のための補助金……………	7,16,21,26	適格簡易請求書……………	68
借換債……………	22	適格請求書……………	68
還付金……………	6, 24	適格請求書等保存方式……………	68
管理組合法人……………	1	適格請求書発行事業者……………	2,28,68,69
起債の償還元金に充てる補助金……………	21	登録番号……………	68, 69
喜捨金……………	6	特定支出……………	6
寄附金……………	4, 6, 10	特定収入……………	4, 6
繰上充用……………	23	特定収入に係る課税仕入れ等の税額……………	11
繰越金……………	22	特定収入割合……………	4
繰越明許費……………	23	特定非営利活動法人……………	1
公営企業……………	8, 9	特別会計……………	1, 2
控除対象外仕入れ……………	15	取戻し対象特定収入……………	15
交付要綱等……………	8	な 行	
個別対応方式……………	11,13,18,46	2割特例……………	69
さ 行		納税義務の免除……………	2
仕入控除税額の計算の原則……………	4	納付期限……………	19
仕入控除税額の計算の特例……………	4, 28	は 行	
敷地分割組合……………	1	非収益事業……………	25
資産の譲渡等の時期の原則……………	3	返還金……………	6
資産の譲渡等の時期の特例……………	3, 28	防災街区整備事業組合……………	1
用途の特定……………	8	補助金……………	4, 6, 16
用途不特定の特定収入……………	6, 12	ま 行	
用途を明らかにした文書……………	8, 10, 17	マンション敷地売却組合……………	1
資本的取引……………	9	マンション建替組合……………	1
収益事業……………	25	免税期間における起債……………	21
出資金……………	6	免税事業者……………	2, 21,22,28
消費税法別表第三に掲げる法人……………	1	や 行	
所属会計年度……………	3	預金……………	6
人格のない社団等……………	1		